

第26回 佐用町議会(定例)会議録 (第2日)

平成21年3月13日(金曜日)

出席議員 (21名)	1番	石 堂 基	2番	新 田 俊 一
	3番	片 山 武 憲	4番	岡 本 義 次
	5番	笹 田 鈴 香	6番	金 谷 英 志
	7番	松 尾 文 雄	8番	井 上 洋 文
	9番	敏 森 正 勝	10番	高 木 照 雄
	11番	山 本 幹 雄	12番	大 下 吉 三 郎
	13番	岡 本 安 夫	14番	矢 内 作 夫
	15番	石 黒 永 剛		
	17番	山 田 弘 治	18番	平 岡 き ぬ 糸
	19番	森 本 和 生	20番	吉 井 秀 美
	21番	鍋 島 裕 文	22番	西 岡 正
欠席議員 (名)				
遅刻議員 (1名)	19番	森 本 和 生		
		9時45分から入場		
早退議員 (名)				

事務局出席 職員職氏名	議会事務局長	岡本一良	書記	井戸和美
説明のため出席 した者の職氏名 (25名)	町長	庵途典章		
	教育長	勝山剛	天文台公園長	黒田武彦
	総務課長	達見一夫	財政課長	長尾富夫
	まちづくり課長	前澤敏美	生涯学習課長	福井泉
	会計課長	小河正文	税務課長	上谷正俊
	住民課長	木村佳都男	健康課長	井村均
	福祉課長	内山導男	農林振興課長	大久保八郎
	建設課長	野村正明	地籍調査課長	船曳利勝
	商工観光課長	廣瀬秋好	農業共済課長	田村章憲
	下水道課長	寺本康二	水道課長	西田建一
	クリーンセンター 所長	谷口行雄	教育委員会 総務課長	坪内頼男
			消防長	加藤隆久
	上月支所長	金谷幹夫	南光支所長	春名満
	三日月支所長	飯田敏晴		
	欠席者 (2名)	副町長	高見俊男	教育委員会 教育推進課長
遅刻者 (名)				
早退者 (名)				
議事日程	別紙のとおり			

【本日の会議に付した案件】

- 日程第 1 . 議案第 26 号 平成 20 年度佐用町一般会計補正予算案（第 5 号）の提出について
- 日程第 2 . 議案第 27 号 平成 20 年度佐用町国民健康保険特別会計補正予算案（第 3 号）の提出について
- 日程第 3 . 議案第 28 号 平成 20 年度佐用町老人保健特別会計補正予算案（第 3 号）の提出について
- 日程第 4 . 議案第 29 号 平成 20 年度佐用町後期高齢者医療特別会計補正予算案（第 2 号）の提出について
- 日程第 5 . 議案第 30 号 平成 20 年度佐用町介護保険特別会計補正予算案（第 3 号）の提出について
- 日程第 6 . 議案第 31 号 平成 20 年度佐用町朝霧園特別会計補正予算案（第 2 号）の提出について
- 日程第 7 . 議案第 32 号 平成 20 年度佐用町簡易水道事業特別会計補正予算案（第 3 号）の提出について
- 日程第 8 . 議案第 33 号 平成 20 年度佐用町特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算案（第 3 号）の提出について
- 日程第 9 . 議案第 34 号 平成 20 年度佐用町生活排水処理事業特別会計補正予算案（第 3 号）の提出について
- 日程第 10 . 議案第 35 号 平成 20 年度佐用町西はりま天文台公園特別会計補正予算案（第 2 号）の提出について
- 日程第 11 . 議案第 36 号 平成 20 年度佐用町笹ヶ丘荘特別会計補正予算案（第 2 号）の提出について
- 日程第 12 . 議案第 37 号 平成 20 年度佐用町歯科保健特別会計補正予算案（第 2 号）の提出について
- 日程第 13 . 議案第 38 号 平成 20 年度佐用町農業共済事業特別会計補正予算案（第 2 号）の提出について
- 日程第 14 . 議案第 39 号 平成 20 年度佐用町水道事業会計補正予算案（第 2 号）の提出について
-

午前 09 時 30 分 開議

議長（西岡 正君） 皆さん、おはようございます。早朝よりお揃いでご苦労さんでございます。本日、3 日開会して、本日が 2 日目でございます。本日の案件につきましては 20 年度の補正が中心になっております。よろしく願いをいたします。

なお、本日 1 名の方が傍聴いただいております。傍聴大変ご苦労様でございます。傍聴におかれましては傍聴中守らなければならない事項については遵守していただきますようお願いを申し上げます。

ただいまの出席議員数は定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。なお、本日、高見副町長のほうから腰痛のため入院ということで欠席届をいただいております。教育委員会の岡本教育推進課長におかれましては学校に係わる用務のためということで欠席届をいただいております。なお、先ほど森本議員の方から遅刻するという連絡が入っておりますので、よろしく申し上げます。

それでは、日程に入ります。

日程第 1 . 議案第 26 号 平成 20 年度佐用町一般会計補正予算案 (第 5 号) の提出について

議長 (西岡 正君) 日程第 1 から日程第 14 までは 3 月 3 日に提案されていることに対して当局の説明は終了しておりますので順次、質問・討論・採決を続けて行ないますのでよろしくをお願いします。

日程第 1、議案第 26 号、平成 20 年度佐用町一般会計補正案第 5 号の提出についてを議題といたします。

これから、質疑を行いますがございますか。

(井上君 挙手)

議長 (西岡 正君) はい、井上議員。

8 番 (井上洋文君) 13 ページ国庫支出金で総務費国庫補助金、定額給付事業補助金とですね、その下の子育て応援特別手当交付金についてお尋ねします。この件について国会でもいろいろと問題があり、伸びた訳なんですけれども物価高の煽りを受ける家計の生活支援とまた個人消費を喚起する経済対策ということで、今回給付付きの減税となったわけなんですけれども、佐用町としまして、町長に 2 月の初頭ですね、早くやるという事がこれだけ冷え込んだ中で効果的ではないかということで申し入れもさせていただいたんですけれども、これ見ましたら 4 月の中旬に佐用は給付するということでございますけれども、これあの準備等ですね、商品券の問題等もありましたんで、遅れたという事もあるんでしょうけれども、総務課長にも、チームを作ってですね、早く出来るような方法という事でお話させていただいたんですけれども、4 月の中旬ということなんですけれども、これ一番 3 月の下旬から 4 月の初めにかけて、子育て等について一番お金が必要な時期になる訳なんですけれども、もう少し早くできなかったかということと、今後、これより早く支給が出来るような方法はないのかという事をお聞きしたいと思うし、また、定額給付金とともに、厳しい経済情勢の中で、子育てに大変だということで今年 1 年限りですけれども第 2 子以降、3 万 6,000 円の手当という事で子育て応援特別手当というのが、支給される訳なんですけれども、この件について、広報で定額給付金については、お知らせされておるんですけれども子育て支援の方についてはお知らせもないと、いうことなんですけれども、これは、どんなんですか、該当者に対して連絡が個々にいってるかどうかという事と、もう 1 点につきましては、定額給付金とともにですね、この子育て応援特別手当をセットで一緒に給付するというような方法ができないものかと、その 3 点ほどの件についてお聞いたします。

議長 (西岡 正君) 答弁願います。はい、町長。

町長 (庵邊典章君) はい。定額給付金につきましては、国会でいろいろと審議が難航しました。その中で準備できることは準備をしてきましてけれども、やはり最終的に決まらないと、いろんな封筒とか実際に必要なですね、お知らせに必要なような準備が、発注ができません。ということで、4 月中旬以降ぐらいになるということが、これは一番、いえば町としてきちっと事務的な事を整えた上でやっていく上では最大限の一応努力した中での期日であるというふうに思っております。確かに他の全国的にですね、早く支給した所ということで、たつの市さんなんかもそういうことでありましたけれども、実際には新聞でも見ましたけれども大部分の人には、まだ、それができていない、一部の人だけに手渡

しのできた所だけ特別にできたというような所がね、取り上げられて非常に早かったという所があるわけですが、標準的に、全国的な支給日で見れば佐用町も普通の平均的な標準的な支給日にならざる得なかったということをご理解いただきたいと思います。

それから、子育て応援の支援金、これについては担当課の方で全部拾い、対象者も特定をさせていただいて、定額給付金と一緒に支給できるように、270名ぐらいの方ということで、全部対象者については調査をして、その準備をいたしております。以上です。

〔井上君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい。井上議員。

8番（井上洋文君） この定額給付金については、所得制限は無いのかという事が1点と、それと福祉施設等についてですね、これはたつの市がやったように、やはり手渡しという、そういう手順になるわけですか。

議長（西岡 正君） はい、お答えください。

〔総務課長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、総務課長。

総務課長（達見一夫君） 所得制限の方はございません。

それと、施設につきましては、少ない、町内にも、いろいろ施設がございます。それで、人数的に2、3名の施設、これについては、申請書を送らせていただこうと思っています。人数の多い所につきましては、施設の方で、施設長等に代理になっていただいて、こちらの方から説明に行って、そういう格好で申請書の方を作っていただこうという、今、計画で進めております。

議長（西岡 正君） はい、よろしいですか。

〔井上君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、井上議員。

8番（井上洋文君） これ以外の方ですね、どう言ったらいいんですか、DVなんかで、他の所にいらっしゃる方とか等々についてですね、それは、きちっと掌握はされているわけですね。

議長（西岡 正君） はい、福祉課長。

福祉課長（内山導男君） DVの関係になると思いますので、特に子育ての応援特別手当になると思うんですが、現在、調査、私どもつかんでおる中では、DVの件数で、処置というんですか、してる世帯はあるんですが、たまたま対象外になります。それ以外に、少し調整せないかんケースとしては、第1子が国外にいらっしゃるという場合もありますので、そのへんも全て調査をして、個別に対応させていただく予定にいたしております。

議長（西岡 正君） はい、他に。

〔鍋島君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、鍋島議員。

21 番（鍋島裕文君） じゃあ、8 ページでお伺いいたします。

まず町税の関係で、法人町民税、予算の中でも議論させていただいたわけですが、補正予算ですので、確認を含めてやっていきたいと思えます。

1 つは、法人町民税の法人税割約 2,000 万円近い減額補正になっております。それで、まず確認したいのは、法人町民税の課税件数というのは、19 年度で 409 件でありました。この 20 年度では何件であったかということ。

2 つ目に、この法人税割の課税件数、それから課税の最高額と最低額は、いかようになっているかという点。これ 2 点目ですね。

3 点目に、ここに出ております固定資産税の滞納繰越分でございます。1 億 6,830 万円の内容でありますけども、まず確認したいのは、これは全て上月カントリー分だけかどうか、この 3 点を、まずお伺いいたします。

議長（西岡 正君） はい、お答えください。税務課長。

税務課長（上谷正俊君） ただ今のご質問にお答えいたします。

まず法人町民税の法人税割につきまして、1,766 万 1,000 円の減額を見込ませていただいております。これにつきましては、現下の経済不況の中での減収という見込みをさせていただいております。これにつきましては、法人税割を納める法人数につきましてのお尋ねだったと思うんですが、154 件の法人からの法人税割の見込みを立てております。最高額、最低額等につきましては、個別の調査までは、把握をいたしておりません。

次に、固定資産税の滞納繰越分 1 億 6,830 万でございますが、これにつきましては、ご承知のように上月カントリー倶楽部の 1 億 6,000 万が大部分の要因でございますが、他の全体の滞納整理状況、そういう中で、この金額を見込ませていただいております。大部分が、この上月カントリー倶楽部の更生計画にかかるものでございます。

〔鍋島君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、鍋島議員。

21 番（鍋島裕文君） そしたら、答弁漏れているのは、均等割が 19 年度決算で 409 件。法人ね。これ 20 年度は均等割何件だったかという答弁漏れておりますので、後で付け加えてください。

それから、上月カントリーの関係であります。1 億 6,000 万で 830 万は、他の内容だということでもあります。この関連で 1 つは、兵庫県税が、ゴルフ場利用税が 5,700 万円、滞納金が、延滞金が 2,500 万円の回収をするということで県は取り組んで来たわけですが、このゴルフ場利用税の関係で言えば、1 つは、県がこれを回収すれば、この滞納分の交付金というのは、佐用町にあるのかどうかですね、その点をお願いいたします。

議長（西岡 正君） はい、税務課長。

税務課長（上谷正俊君） まず前段のお尋ねの均等割の法人数でございますが、現段階で、見込んでおります法人数につきましては、389件を見込んでおります。

固定資産税の滞納繰越の関係での県税の関係でございますが、県税におきましては、この上月カントリー倶楽部の会社更生計画につきまして同意をしないという回答をしたということを知っておりました。そういう中で、更生計画は、それぞれ租税公課につきまして、同意をするという回答を、同意を得て免除を受けるという計画になっておりまして、そういう関係で、本町の場合は、更生計画案に同意をするという回答をさせていただいております。そういう中で、私どもの徴収しております町県民税等におきましては、延滞金も含めまして県に納付をいたします。で、ゴルフ場利用税の関係につきまして、私は、詳細には把握いたしておりませんが、そういった点も延滞金についても勘案されて交付が見込まれるのではないかと、そういう関係から推察をいたしておるところでございます。

〔鍋島君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい。

21番（鍋島裕文君） それね、ゴルフ場利用税が滞納ですから、県に入ってませんよ。この金ね、滞納分は。それが、当然のことながら、交付金としては、佐用町に来てないというふうに思います。当然のことながら、それを回収すれば、その分の交付金というのは、一定の比率に基づいて佐用町の方に還元されるというふうに思うんですね。むしろ、この補正でやっても良かったんじゃないかと思ったんですが、それは、当然還元されるというふうに思うんですが、その確認をお願いします。

それで、町長に伺いたいんですが、一番の問題は、本税回収というのは、これ当然でありますけども、延滞金の8,000万円をね、町として早々に放棄されたんじゃないかという点が気になるんですね。と言うのは、まず議会に延滞金8,000万円をいらないというふうに回答したという報告があったのは、昨年8月22日の議員協議会であります。その後、9月1日付けで、スポンサーの高橋社長の会社である高橋商事がね、問題のゴルフ場内のナンノコーポレーションの用地を買収したというのが9月の1日であります。そういうことからすればね、8月段階で延滞金を回収すれば本税も取れないというような考えがあったけれども、その問題の土地をスポンサーが買収されたという事実を見ればね、これは、当然事態は変わったというふうに判断すべきだというふうに思うんですね。それで、議会が、このナンノコーポレーションの土地を高橋さんが買ったということを知ったのは、10月9日の、管財人が議会の説明会をされた中で、議会としては知りました。早速、その後、登記所で確認したわけでありましてけれども、この経過からしたら、最初8月段階では延滞金いらないと言ってたけれども、事態は大きく変わっておるわけだから、町長としては、管財人にね、やっぱり延滞金は回収させて欲しいという、そういう働きかけをすべきでなかったか。そのことを伺いたいんですね。

で、町長自身は、議会は10月の9日に、この事実を知りましたけれども、この9月の1日以降、事前に知っておられたんじゃないかと。ナンノコーポレーションからスポンサーが買収されたという事実ですね、そのように思うんですが、そのことを含めてですね、その延滞金の処理が正しかったかどうか、町長の見解を伺います。

議長（西岡 正君） はい、町長。

町長（庵逄典章君） 会社更生法で基づく、この更生計画で、上月カントリーの、会社の、いろんな今の最後の問題を解決していこうということで、更生計画が、管財人を指定して、更生計画が開始されたという中でですね、何回も、更生計画が延期されました。それは、その都度ですね、印藤管財人の方からですね、非常にまあ、難航していると。この難航している一番大きな原因が、この土地問題であるということ、そのことを、お聞きしておりました。

で、町としては、何としても、少なくとも、この町の利益を守らなきゃいけない。当然ですし、この本税について、まず確保すること。これが破産になって、競売に、破産手続きになってしまうと、ほとんど債務を回収できないということですね、これは、更生計画に協力していくことが、町の利益を守ることであろうという判断をしておりました。

この土地についてですね、そういう個人の土地が、所有地が中にある、その事が非常に大きなネックになって、非常に難航しているということは聞いておりましたけれども、そのスポンサーであります方が、この土地をですね、そういう時点で買収されたかどうかということについては、報告は受けておりません。8月の時点ですね。

21 番（鍋島裕文君） 9月の（聴取不能）買収したのは。

町長（庵逄典章君） 一緒です。そういうことを聞いたのは、議会で報告されたのと同時であって、私の方は、事前に、この分だけが解決しましたというような報告は聞いておりませんし、多分、課長の方も聞いてないんじゃないかと思うんですけども。はい。

〔岡本義君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、岡本義次君。

4 番（岡本義次君） 平成 21 年の予算案の時にもお伺いいたしましたけれど、町税の個人の滞納の 65 万円。法人の滞納 13 万 3,000 円。それから今、固定資産税の 1 億 6,830 万。それから、11 ページ、この土木使用料住宅使用の 20 万。それから、住宅改良の 3 万 8,000 円。それから 12 ページのコミュニティプラントの 6 万 9,000 円、それぞれ滞納の件数をお願いします。

それと、件数とですね、新予算の時にも聞きましたけれど、全体の中でですね、そういう収入見込み額はですね、30 パーセント見積もったり 25 パーセント、10 パーセントというふうに、それぞれバラバラでございますけれど、それらについては、財政課長や総務課長入れてですね、それぞれの担当のところはですね、そういう 1 つの目標を挙げた時にね、どうして、そういうバラバラになったんかということも含めてですね、教えていただきたいと思っております。

議長（西岡 正君） 質問事項 3 件ということ原則でなってますので。3 件。

はい、お答えください。今後、またひとつお願いします。

はい、税務課長。

税務課長（上谷正俊君） 今、お尋ねの中で、町税につきまして、私の方からご説明をさせていただきます。それぞれ、町民税におきましては、個人・法人または固定資産税におきま

しては、固定資産税。それと、今回計上では、この件ですね。

滞納整理状況を見まして、現段階でのですね、徴収率を勘案いたしまして、その実績からですね、確実な、確実に税収が見込めるというものにつきまして計上をさせていただいております。

で、個々の滞納件数等につきましては、詳細な把握はいたしておりません。あくまで徴収率の見込みということですね、それぞれの実績状況を見ながら、現段階での税収を見込ませていただいたということで計上させていただいております。

議長（西岡 正君） はい、建設課長。

建設課長（野村正明君） すいません、11ページの土木使用料でございますけれども、節15、住宅使用料滞納繰越分20万でございますけれども、当初30万を計上しておりまして、今回、20万補正増を挙げたということは、それぞれご協力をいただいて、50万の歳入を見込んだということでございます。滞納者につきましては、2月末現在で8名でございます。

それから、25節の改良住宅でございますけれども、これにつきましても当初では5万と。それで、3万8,000円ということは、8万8,000円の歳入予定を見ておると。滞納者は1人でございます。以上でございます。

議長（西岡 正君） はい、よろしいか。

4番（岡本義次君） 12ページのコミュニティ。

議長（西岡 正君） はい、下水道課長。

下水道課長（寺本康二君） 当初予算を1万5,000円計画しておったところ、今回6万9,000円でございますけれども、ちょっと件数は、ちょっと、実績なんですけれども、申し訳ないんですけれども、後ほど。ほとんど回収できたんと思っておりますけれども、細かいところ調べておりません。申し訳ありません。

〔岡本義君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、岡本議員。

4番（岡本義次君） すいません、今、税務課長と下水課長が件数が、ちょっと分からないということでございますけれど、やはりですね、件数は、担当課長としてはですね、当然、それぐらいはつかんでおかんとですね、いけないことだと思っております。

それから、今、鍋島議員がおっしゃった、ゴルフ場の延滞金についても、私もですね、印藤弁護士がみえた時にね、当然、延滞金、他の銀行業の金貸しと違って、税金は、やはり、全町民が幸せになるために、全町民が、そういう、かかせねばならんという1つの法律に基づいて、憲法にも謳われておりますんでね、やはり遠慮することなかったと。これは、また、私、一般質問の中で詳しく問うていきますけれどもですね、やっぱり放棄したいということは、大きな問題だと思っております。

それから、今、言いました、30パーセント、20パーセント、10パーセントの、その割合ですね、そこら辺については、今、お答えできてませんので、どうですか。

議長（西岡 正君） はい。税務課長。

税務課長（上谷正俊君） 今のお尋ねの、それぞれの滞納繰越分にかかる件数等のご指摘でございますが、それらにつきましては、これ、決算時点です、そういう数値は確定して参ります。税務課におきましては、そういう決算を受けまして、税務年報等です、お知らせ、公開をさせていただいておりますので、ご指摘の点につきましては、そういう中です、確定した段階で、お知らせをさせていただくということ、ご意見等またちょうだいできたらというふうに思います。宜しくお願いします。

議長（西岡 正君） はい、よろしいか。

〔岡本義君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい。

4番（岡本義次君） それから、今言いました、財政課長とかね、それぞれの今、話出された課長と、総務課長等入れてのね、そういう目標設定の時のね、そういう話し合いがなかったんかどうかという回答が、未だありませんので。

〔建設課長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、建設課長。

建設課長（野村正明君） 私とこにつきましては、新年度予算にもお答えしましたように、額で言いますと、17年の10月時点で750万前後あったと。それが、19年度末ですか280でしたかな、3分の1以下になっているんですね。それで、その時にも申しましたように、その率とか、そういうことじゃなくて、実態としてね、その滞納者が町外に出られているとか、いろんな形で、生活様式も違いますので、一律にパーセンテージで計上するというのは危険性がございます。ですから、あくまでも歳入でございますので、ある程度、安全な数字を、計上させていただいたということで、この点については、率じゃなくて、そういう額で計上するというので、財政課と調整をしております。以上でございます。

議長（西岡 正君） はい、下水道課長。

下水道課長（寺本康二君） 先ほど言いましたけれども、要は、19年度から20年度に繰越した滞納額が10万6,000円でございます。それで、今回、補正でしとんが1万5,000円、それで6万9,000円、当初と入れますと、8万4,000円で、金額的には、極わずかで件数は2、3件やけども、確定という数字は、ちょっとつかんでいないと。そこまでは、決算じゃなかったもので、今の現状はどうですかと言われたら、つかんでないですよ。だけど、ほとんど回収はできてますよという話でございます。以上です。

議長（西岡 正君） はい、よろしいですか。

〔税務課長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、税務課長。

税務課長（上谷正俊君） 私、先ほどのお答えの中で、徴収率につきまして、現段階での見込んである率についてのご説明抜かっておりましたので、補足させていただきます。

まず、個人の町民税でございますが、これにつきまして現在の徴収率の見込み数につきましては32.14パーセントを見込んでおります。

法人の滞納繰越分につきましては、徴収率34.04パーセントを見込んでおります。

固定資産税の滞納繰越分につきましては徴収率55.46パーセントを見込ませていただいております。

なお、これらの滞納整理等につきましては、これまでも、議会でもご報告をさせていただいておりますが、町長、また副町長とも出席いただきまして、町全体で徴収対策会議というのを持っており、公正公平な徴収対策会議というのを設置をいたしておりまして、会計管理者あるいは財政課長ともですね、同席していただきながら、全体の中ですね、連携をとりながら、税、保険料、使用料等につきましてですね、滞納整理の促進を図っておるという状況でございます。

〔吉井君 挙手〕

議長（西岡 正君） 吉井秀美君。

また、あったら後で。

吉井秀美君。

20番（吉井秀美君） 13ページでお尋ねをします。国庫支出金の目5、総務費国庫補助金、この中の10節の地域活性化・生活対策臨時交付金で、この中で、計画されております給食センターについてお尋ねをするんですけど、配布されました資料、平成20年度地域活性化・生活対策事業一覧、3月補正計画予定分の中で、安全・安心な学校づくり事業、この事業の中身につきまして、給食センター実施計画用地購入が挙げられております。で、1億808万円、それで、先の説明の中で、その建設予定地をセンターひまわりの駐車場に持って行くということで用地購入がなくなるわけなんですけれど、その点で、ここで計画されておりました用地購入費が減額になりますと、この全体の計画、ここでは入札減なども見込んで多めに挙げているということだったんですけど、そのへんの調整はどうなるのかという点と。

それから、用地購入費をどの程度見込んでいたのか、その点をお願いします。

議長（西岡 正君） はい、お答えください。はい、町長。

町長（庵逄典章君） この臨時交付金についてですね、その対象事業、計画の中で給食センターにつきましては、23年ということでの、合併後のまちづくり計画に挙がっておりましたけれども、これを早くですね、前倒して実施したいと、そういう事で、計画をさせていただきました。当初、用地につきましては、あそこの、今、ハイムゾンネがあります藤部メリヤスの跡地と、この用地をですね、一番場所的にも適当ではないかなということと。その所有者であります平成福祉会の理事長等につきましても、用地の活用もして欲しいと。協力しますということをお願いしたので、当初、そういう、あの用地を買収して建てることできると。で、臨時交付金につきましては、用地も対象になるということですね。

国の方、県の方から、そういう回答をいただきましたので、通常、用地というのは、なかなか、交付金とか補助金の対象になりません。ですから、臨時交付金については、その事業を行うということが前提であれば、用地まで対象にさせていただけるということですので、これは、用地を買えるんだったら、一番ありがたいということでの計画をさせていただいたところですよ。

当初の計画の中におきましては、給食センターの用地の場所というのは、センターひまわりの所をとということで、合併後の計画の中には、拳がっている。計画に拳がっていたわけですけども、そういう所に持って行ったことは、場所を、ハイムゾンの隣地に持って行くことができるんじゃないかということでの計画を、一応挙げさせていただきましてけれども、所有者がですね、3名になっております。そういう事で、全員ですね、件、同意が得られないという回答が、その後になりましたので、用地の交渉で難航して、もし、この土地が、この交付金が活用できないということになれば、これは、事業においては、交付金の使途においてですね、非常に、あと、お金が宙に浮くということようなことになっては、非常に大きな問題になりますので、当初計画どおりセンターひまわりの所に建設をすることによって、当初挙げておりました用地費を建設費に振り向けるということでの計画にさせていただいております。

で、当初の用地としては、当面、必要な用地ということで、約、用地代としては、8,000万ぐらいを充てるということ、一番最初の、一応計画、基本計画の中では考えていたところでありまして。全体の面積は、もっともっと、あそこの用地ありますけども、当面、その部分をセンターに必要な用地の購入ということでの計画、用地費としては、約8,000万ぐらいであったというふうに思っております。以上です。

議長（西岡 正君） よろしいですか、吉井議員。

20 番（吉井秀美君） はい。

議長（西岡 正君） はい、他に。

〔平岡君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、平岡議員。

18 番（平岡きぬ糸君） 歳入の 11 ページです。総務使用料、駐車場使用料ということで、公共駐車場使用料 3 万 6,000 円について、この内訳と言うか、当初予算でも拳がっているところなんですけれど、内訳をお願い、お聞きしたいと思います。

それから、もう 1 点は、金額はすごく、名目なんですけれど、17 ページの県支出金の 20 衛生費委託金ということで、猫の取引事務委託金ということで拳がって来ましたが、この状況というか、対応の説明をお願いしたいと思います。

議長（西岡 正君） はい、財政課長。

財政課長（長尾富夫君） 駐車場の使用料ですけども、当初は、14 万 4,000 円ということで見込んでおりましたけれども、駐車台数が 2 台増になりました。その関係で、3 万 6,000 円を計上いたしております。当初は 8 台分、年間で 1 万 5,000 円ですけども、1 万 5,000 円の 8 台分ということで。それから、2 台増えて実績見込みで 10 台ということで計上し

ております。

議長（西岡 正君） はい、住民課長。

住民課長（木村佳都男君） 予算書 17 ページの猫引取り事務委託金の関係なんですけれども、これは、飼猫の引取りがあった場合に 1 件 500 円ということで県の方から入って来ますので、20 年度 1 件ありましたので、その分は、挙げさせていただいております。

議長（西岡 正君） はい、よろしいですか。

〔平岡君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、平岡議員。

18 番（平岡きぬ糸君） その公共駐車場の使用料なんですけれども、この内訳ってというのは、その台数の内訳していただいたんですけど、ここで挙がって来る使用料ってというのは、どこから挙がって来る分だったんでしょうか。ちょっと、確認でお願いしたいんですけど。

議長（西岡 正君） はい、財政課長。

財政課長（長尾富夫君） これ三日月の駐車場でございます。

議長（西岡 正君） はい、よろしいか。

〔笹田君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、笹田鈴香君。

5 番（笹田鈴香君） 12 ページお願いします。12 ページの手数料ですが、20 節、地籍調査成果交付手数料、これ、当初は 0 だったと思うんで、今回 2 万 5,000 円なんですけど、この内容、成果についてお尋ねしたいと思います。

議長（西岡 正君） はい、お答えください。

地籍調査課長（船曳利勝君） 地籍調査手数料につきましては、20 年度予算、名目予算で 1 件挙げておりました。それで、補正させていただいたのは、成果の閲覧ということで、皆田、横坂地区は完了いたしておりますので、その閲覧の 13 件分でございます。

議長（西岡 正君） はい、よろしいですか。

〔笹田君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、笹田鈴香君。

5 番（笹田鈴香君） まあまあ、今年もたくさん予定されているわけですが、前にも言い

ましたように、やはり、地域とか場所によってね、やりやすいところ、やりにくいところがあると思うんですが、前にも、夏の暑い時に大変だということを申し上げたと思うんですが、やはり現場に行く人は大変なことと、それと、まず説明を早くして欲しいということなんですが、今年は、今までより早くされるかどうかお願いします。

議長（西岡 正君） はい、地籍課長。

地籍調査課長（船曳利勝君） 新規予定地区につきましては、4月に入れば早々に説明したいと考えております。

議長（西岡 正君） はい、よろしいですか。

〔笹田君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、笹田鈴香君。

5番（笹田鈴香君） それと同時に、地図の配布というか、地図をね、早めにしておかないと、現場の人、現場というか、地元の人が、やはり前もって草を刈ったりとか、だいたい見て回られるようなんですが、勿論、職員の方も見て回られますけども、やはりスムーズにというか、事を運ぶ為にも、地図の配布をね、分かりやすい地図を、やはり早めに地元の人達にわたしていただけるように、それは、今年はできますか。

議長（西岡 正君） はい、地籍課長。

地籍調査課長（船曳利勝君） 今までにつきましても、できるだけ早く、協議の中で、図面は提出していると思います。それは、できるだけ早くするように努力いたします。

〔岡本義君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、岡本義次君。

4番（岡本義次君） 17ページ、10番の総務委託の、徴収税の委託金で、152万1,000円の金額が挙がってございますけれど、この金額は、どうしてこういうふうになったんかということが1点とです。

それから25、10番の県営地籍調査の委託金で、三角の2,599万3,000円、これについてですね、この金額は、どうして不要って言うんか、いらなくなったんか、そこら辺、事業の見直しがあったんかどうか、そこら辺について、この2点お尋ねします。

議長（西岡 正君） はい、お答えください。

〔税務課長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、税務課長。

税務課長（上谷正俊君） 県民税の徴収事務委託金につきましては、失礼しました。

県民税徴収事務委託金 152 万 1,000 円の増につきましては、この事務委託費につきましては、納税義務者数等によりまして、それを根拠といたしまして事務委託を、委託費を受けるということになっております。納税義務者数が 131 人増加によりまして、こういった形、そういうことが主な要因といたしましての増額ということになっております。

背景といたしましては、この 20 年度から、前にもご説明させていただいておりましたように、個人住民税におきまして、町内の住所のない方で、家屋敷等お持ちの方につきましては、課税をさせていただいております。そういった関係です、若干、増額要因となったということでございます。

〔地籍調査課長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、地籍課長。

地籍調査課長（船曳利勝君） 県営地籍調査事業委託金につきましては、主に、測量業務の委託の入札減でございます。入札減でございます。

4 番（岡本義次君） ああ、入札減。はい、分かりました。

議長（西岡 正君） はい、他に。

〔金谷君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、金谷議員。

6 番（金谷英志君） 19 ページの一般寄付金についてお伺いします。一般寄付金、町長の、当初の、その説明の中でも、藤元元職員からの寄付金 500 万ということですがけれども、この性格はどういうふうな寄付金だと、町長は、認識でしょうか。

議長（西岡 正君） はい、お答えください。

〔町長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、町長。

町長（庵途典章君） ああいう事件の中でですね、事件を担当された藤元さんの弁護士さんが、藤元さんの方に、いろいろと指導をされまして、やはり、そういう町の仕事、職務の中でですね、ああいう事件を起こしたことに對して、やはり、町に迷惑を掛け、町民の皆さんにも迷惑を掛けたと。それに対する謝罪の気持ち、そういう事を表さなければならぬ。それは、ああいう、町に對して、謝罪に對して、それをお金という形でですね、やはり、町に寄付をしたいという形で持って来られましたので、そういう気持ちをお受けして、預かるということで預かっておりましたけれども、刑も確定をして、されておりますので、一応、それを、その気持ちをとということで、町としては、受け入れるということでの寄付採納にさせていただいたところでございます。

議長（西岡 正君） はい、よろしいですか。

6 番（金谷英志君） はい。

議長（西岡 正君） はい、他に。

〔岡本義君 挙手〕

議長（西岡 正君） 岡本義次君。

4 番（岡本義次君） 19 ページのふるさと応援寄付金が 170 万プラスによって 470 万となりました。この件数についてですね、いくらぐらいの方が応援されたんかということが、まず 1 点とですね。

それから 20 ページの 80 の諸収入の延滞金の 223 万 2,000 円、これらの方の、これの件数ですね、いくらぐらいの方があったんかということをお願いします。

議長（西岡 正君） はい、お答えください。

〔まちづくり課長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、まちづくり課長。

まちづくり課長（前澤敏美君） ふるさと応援寄付金に関係でございますが、1 月 15 日現在でございますけれども、申し込み件数 350 人というふうな状況でございます。

ただ、入金については、若干下回るというふうなことでございます。

議長（西岡 正君） 税務課長、町税の延滞金の。

〔税務課長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、税務課長。

税務課長（上谷正俊君） 20 ページの延滞金の増額、223 万 2,000 円の増額につきまして、ご説明をさせていただきます。

件数でございますが、主には、固定資産税でございますして、固定資産税の件数が、425 件、続いて、個人住民税 240 件等でございますして、トータルいたしまして 705 件の件数による延滞金でございます。

議長（西岡 正君） よろしいですか。はい、他に。

〔笹田君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、笹田鈴香君。

5 番（笹田鈴香君） それでは、15 ページですが、民生費県補助金 15 目です。の中の 20 節ですが、老人クラブ助成事業補助金がマイナス 29 万 5,000 円、町老人クラブ連合会活

動促進事業補助金が 60 万 7,000 円マイナスですね。単位老人クラブ活動強化推進事業補助金、これもマイナス 38 万 8,000 円ですが、なぜ、このように、老人クラブ関係がカットされたのか、その理由をお願いします。

議長（西岡 正君） はい、福祉課長。

福祉課長（内山導男君） これは、県の行革の一環になるんですが、老人クラブの助成金につきまして、県費分について約 1 割程度カットするという方針が出されて 20 年度カットされたものであります。

議長（西岡 正君） はい、よろしいですか。

〔笹田君 挙手〕

議長（西岡 正君） 笹田鈴香君。

5 番（笹田鈴香君） それで、この助成、老人クラブ助成事業補助金と、それから活動強化推進事業補助金ですね、これは 1 割なんですが、計算すると老人クラブ連合会の活動促進事業補助金、これは半額カットになっていると思うんですが、その半額の理由はなぜでしょうか。

議長（西岡 正君） はい、福祉課長。

福祉課長（内山導男君） それぞれの補助単価というのが決まっておりますね、単位老人クラブ、例えば、老人クラブ運営費の補助金でありますと、4 万 6,560 円が 4 万 2,000 円に変更されたというふうな形になっておるんですが、その分につきましてはずね、それぞれ事業単価と言いますか、基準額の見直しによって、そういう県の補助としての減額が生じてきたという形であります。

議長（西岡 正君） はい、よろしいですか。はい、他に。

〔岡本義君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、岡本義次君。

4 番（岡本義次君） 23 ページにあります。それぞれですね、民生費の合併特例債、それから 35 番のですね、学校教育の三日月、久崎小のプールなんかに挙がっております特例債、その下の学校給食の整備で挙がっております特例債、これらですね、特例債、一番最初もらった金額、そして今まで使った金額、そして、この使う金額によってですね、今、いくらぐらい残っておるかというような 1 つの整理した、1 枚もんでも議員に、皆さんにくれますか。

議長（西岡 正君） はい、財政課長ですかね。

財政課長（長尾富夫君） それでは、また、整理させていただいて、配布させていただきたい

と思います。

4 番（岡本義次君） お願いします。

議長（西岡 正君） はい、他に。

〔鍋島君 挙手〕

議長（西岡 正君） 鍋島議員。

21 番（鍋島裕文君） 全般ですよ。歳出も含めてやね。歳入だけ。

議長（西岡 正君） 歳入？

21 番（鍋島裕文君） 歳入だけじゃないんでしょう。今は、全般でしょ。

議長（西岡 正君） 一般会計のね、全般です。

21 番（鍋島裕文君） 皆、歳入に固まってるから何でかなと思ったんやけども。

じゃあ、いきます。まずね、今回の1つの目玉であります補正の26ページ、議員協議会で資料はいただいておりますけども、例の地域活性化生活対策事業を含むですね、事業関係の説明で、まず委託料の測量調査設計委託料、それから工事請負の7億4,450万円。それから、備品購入費、車両購入費1,607万8,000円、これらの、まず内容の説明を宜しくお願いいたします。

議長（西岡 正君） はい、財政課長。

財政課長（長尾富夫君） そしたら、連絡会で配布させていただいた事業については、総事業費だけの計上でしたので、ここで、私の方で全体的な、先ほどの委託料、それから工事請負、備品購入関係の説明をさせていただいて、また個々については、それぞれの担当課で説明ということにさせていただきたいと思います。

まず委託料関係ですけれども、委託料として、全体的には、5,190万3,000円計上いたしております。その中で測量調査設計関係の委託料4,990万3,000円につきましては、笹ヶ丘荘のエレベーターの設計委託、これに100万予定いたしております。それから、道路防災工事、河川の土砂の浚渫工事、これにそれぞれ400万ずつで計800万の計上をいたしております。それから、三日月保育園の耐震診断に370万を予定いたしております。それから、久崎小学校のプール120万8,000円。それから三日月小学校のプール建設120万7,000円。幕山小学校の体育館の耐震設計78万8,000円。それから、三河小学校、久崎小学校の耐震化実施設計に1,200万。給食センターの実実施設計に2,200万ということで計上いたしております。

それから、電算システムについては、定額給付金の関係の電算システムでございます。

それから、工事請負費の7億4,450万につきましては、少し数が多くなるんですけども、説明させていただきます。農業基盤整備で単独の農道舗装工事4,000万。それから味わいの里三日月駐車場の舗装工事ということで1,000万。それから、笹ヶ丘荘のエレベーターの設置工事として1,900万。道の駅平福の駐車場整備ということで550万。道路防災

工事関係で 1,300 万。河川の土砂の浚渫工事で 2,000 万。それから、久崎小学校プールで 9,100 万。三日月小学校プールで 8,600 万。それから、幕山小学校の耐震補強工事で 3,000 万。給食センター工事で 4 億 3,000 万ということで予定をいたしております。

それから、備品購入費の関係でございますけれども、総額で 1,831 万 2,000 円を挙げております。その中で、まず備品関係の 223 万 4,000 円につきましては、これは消防署における備品関係でございます。

それから、車両購入につきましては、クリーンセンターのパッカー車の購入が 750 万。それから、消防署の指揮車 497 万 8,000 円。それから、消防の分団の指令車 360 万の、現在計上をいたしております。

議長（西岡 正君） はい、鍋島議員。

21 番（鍋島裕文君） ありがとうございます。それぞれの前倒しを含めてですね、この交付金の活用という点での内容は、よく理解できました。

問題は、この中で、個別の問題もありますけれども、やはり、給食センターの工事費の問題かというふうに思うんですね。確かに、計画では、平成 23 年度ということで、それを前倒しするんだという意向での、この年度での、来年度の工事という企画になっています。しかし、問題は、やっぱり上月に、今回、幕山小ああいった形で、センターに移りましたけれども、それぞれの自校方式の給食のあり方や、それから旧町時代から続けてきた旧町毎のセンターのあり方、そういう、今現実やっている中でね、これを自校方式を廃止すれば、とにかく 1 本に統合するわという計画で 1 つの方向を出せばいいんだけど、その場合には、やっぱり関係者や町民のね、意見を良く聞いて進めるべきじゃないかと、工事自体が大きな工事でありますからね、そういうことからして、この間、保護者や町民、そういう意見を聞くような場を設けて、そういった事をされてきたのかどうかという点を伺いたいと思います。

それから、もう 1 つは今からでもね、早急に町民の意見を聞くべきだというふうに思うんですね。パブリックコメントや、あるいはアンケートも含めてですね、いろんな方向で、町民の真意はどこにあるかという問題、本当に町民が、この方向を望んでいるかという点での、努力なしでね、とにかく 23 年度計画の前倒しだというふうな形で強行されるのは、問題じゃないかというふうに思うんですけども、そのあたりはいかがでしょうか。

議長（西岡 正君） はい、教育総務課長。

教育委員会総務課長（坪内頼男君） 給食の調理場の、その施設については、合併後、合併特例債の中で、給食センターの一本化までは謳われておりませんが、センター化ということで、計画の中に入れられています。そういう中で、教育委員会の方としては、合併直後から、単独調理場、それからセンターのあり方について、常に意識というんですか、管理しながら考えて来た経緯もあります。その中で、前任者も、私も、そういった意識を持って、現状の施設のあり方と、それから現状の把握と、それから、これからの方向性ということで、いろいろな面から検討を、検討をと言うんですか、検討をさせていただいてきております。その中で、単独調理場が、センター化ということについては、これまでも町長も、この議会とか、そういう中でもお話もされていますし、ひとつの方向性として、センター化ということについては、ご理解はいただいているとは思いますが、この調理場のあり方については、現状を踏まえる中で、教育委員会としては、こういう状況だからどうしようというような話よりも、やはり管理している中で、安全な、子どもに

対しての安全な給食を提供するという視点から、やっぱり、きっちりとした考え方を持って、相談すべきだというように認識しているし、そういうつもりで進めてきました。そういう中で、去年からですけども、1つの方向性を示した中で計画を立てさせていただいて、確かに、それ以降は財源等の関係で、かなり進行については早くなりましたけれども、議員がご指摘されておりますように、まず関係者ということですけども、特に、そういった、学校の、直に携わっている栄養教諭とか、施設管理に直に当たっているセンター長とか、そういうところとは、基本的な考え方を整理する中で協議を進めてきました。関係者の中には、子どもの保護者、学校の管理者、そういう教職員、そういう場合も、そういう立場の人もありますけれども、そこに対しては、先ほどお話したように、これから、1つ1つきっちりと今の現状を説明させていただいて、理解を得て進めていく、そういう方向で進めていきたいということで、考えています。

議長（西岡 正君） 鍋島議員。

21 番（鍋島裕文君） 是非、その方向でやってもらわなきゃいけないというふうに思うんですね。

で、ただ、そう言いながらね、方向を示すということは、当然、行政としては、当然だと思っただけでも、もう来年度予算の工事費も予算化してね、それで、皆さんの意見を聞きますと言ったとしても、それは、基本的には、もう、これ進めましょということなんです。やっぱり行政の考えをまとめて、その事で、町民のパブリックコメントは、最近よく言いますけども、容易に声を出せるパブリックコメントやアンケートを取ったり、そういうことをする中でね、やっぱり工事の予算化というのは、ついて出てくるんじゃないかと思っただけ、先に、工事費ありきで、皆さん意見聞かせてくださいと言うのは、ちょっとこれは、さかさまじゃないかと思っただけ、どうでしょうか。

議長（西岡 正君） はい、教育総務課長。

教育委員会総務課長（坪内頼男君） ちょっと、先ほどの事を繰り返すようですけども、こういう施設を預かる教育委員会の担当課としては、やはりきっちりとした考え方を整理して、そういう考え方を、きっちり持った中で進めていくと、説明させていただくということだと思います。

特に、こういった施設については、いろんな方向性というものは、はっきり言ってありません。1つの方向性、例えば、センター化ということになると、考えられるのは、2つの施設にするか、3つの施設にするか、既設の施設を利用するか。あるいは、新たにひとつの施設をいうのか。そういう事については、やはり、1つの、これを預かっている町が、施設を管理している町が、やっぱり方向性を出すべきだと。

で、中の、これから、そういった施設を設置して、いろんなかわりがあります。そういう、例えば、納入業者の関係とか、地産地消とか食育とか、そういうことについては、これから、そういう計画の中で、やっぱりいろんな説明をする中でご意見を聞いて、きっちりとした仕組みを作っていく、そういう事が、これからの対応のやり方じゃないかなと。私は、そういうように思ってます。

〔松尾君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、松尾議員。

7番（松尾文雄君） 26ページ、総務費の、いわゆる定額給付金ですね。支給の部分が2月1日現在ということが基準日になっているかと思うんですが、いろんな市町があるんですけども、ある町では、やはり学年対応したいということで2月2日から3月31日までの分も対応するというような状況があるわけですよ。この佐用町は、まず基本的にどうされるんかというのが問題と。

それで、2月の2日から3月31日までの誕生日で65歳を迎える方とかありますよね。そういう方が何名あって、新生児が何人程産まれるかいうのを確認されているんでしょうか。

議長（西岡 正君） はい、総務課長。

総務課長（達見一夫君） 基本的には2月1日の住民票に登録されている方ということで、2月1日の分を打ち出しをいたしまして、それに基づきまして、各対象、世帯主さんの方に、こちらの方で名簿、印刷した申請書を送らせていただきます。

今、死亡とか、それから出生の分については、2月1日現在で、届出の関係で抜けている部分があるかと思えます。それらについては、また、その申請書の中で変更をしていたり、それから、こちらの方で、また調査等していただいて、最終的には、現実対象者に対しまして、その支給をするようにいたしております。

という事で、今現在2月1日の分で名簿等作成をいたし、それら変更の部分についても随時やるように計画はいたしております。

議長（西岡 正君） はい、よろしいですか。

〔松尾君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、松尾議員。

7番（松尾文雄君） いわゆる2月1日から31日までの何人という把握はされてないわけですね。だから、2月1日を基準にしてしまっているから。だから、いわゆる一般的にね、やっぱり学年での、まあまあいわゆる分かりやすく言えば、3月31日までを1つの区切りとして一般的に生活しているわけですよ。だから、人数がどれぐらいあるか分かりませんが、そんな大きな負担じゃないかと思うんですよ。だから、佐用町として、やはり、小さな町ですからね、それぐらいの配慮は必要かなと思います。そやから、逆に、2月1日から3月31日までに、いわゆる65歳以上の方が何名いるか。いわゆる2月2日からですよ3月31日まで新生児が何人ぐらい産まれる予定だとかいうぐらいは、把握はされてないんですか。

やはり、そういった配慮も、やはり必要かなと思うんですよ。国は、2月1日言うて、基準日は決めてますけど、佐用町としての基準というのは、作るべきかと思うんですが、そういった人数は把握されてます。

議長（西岡 正君） はい、総務課長。

総務課長（達見一夫君） 今、松尾議員のおっしゃったことは、分かりましたけれども、あくまで、当町としましても、国の基準であります2月1日、これを基準にしての支給しか考

えておりません。

〔松尾君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、松尾議員。

7番（松尾文雄君） そやからね、それは国の基準ですよ。佐用町としての基準を、やっぱり3月31日まで持って行った方がいいんじゃないかということです。それは、そんな大きな金額じゃないかと思うんですよ。子どもにしたって。いわゆる65歳の方にしたって、しれているんですよ。人数的に言えば。いう事は、価格、金額的にもわずかなものですから、やはり佐用町として、そういった対応はすべきではないか。いわゆる、他の小さな町でも結構やっているんです。そういう事はね。だから、そういう事を、佐用町としてすべきではないか。日にちだけでおわいていく、そんな冷たい行政ではあかんということですよ。だから、それぐらいは、金額的にどれぐらいいるかというのは、分かるんですから、この際ですから、そういった事を、支給するのは4月の中頃ということですから、まだまだ間に合いますから、対応すべきではないかということですよ。あったかい佐用町にならなあかん思いますよ。

議長（西岡 正君） はい、町長。

町長（庵逄典章君） その気持ちは分かりますし、そりゃ、確かに大きな金額じゃないと言われれば、そんな大きな金額じゃないかもしれませぬ。ただ、支給するのが、その日というのがあって、その日の時にまでと、そうなってくると、いつを基準にするか。もう3月31日で、学年でやってると言われますけども、実際支給するのは4月ですから、実際に、ほな支給する時にどうだったということで、まあ、実際には、そこまで配慮しなきゃいけないか分からない。配慮しないと不公平になるかもしれませぬ。

ただ、やはり支給する為には、全部、その場になって、直接お金を、そのまま渡すんじゃないかって、申請していただいて、手続きをして、全部振込みをするわけですから、そういうその、一人一人の、一番、支給日まで引き伸ばして、その対象者を決めるということは、ちょっと、事務的には、中々難しいと思いますね。

まあ、子育て応援の方は、学年、3月31日までということになっているということなんで、その辺は、丁度学年で切れるんですけれども、今回、その、余所でも、そういうふうにやっている、今、松尾議員言われたんですけど、私も、ちょっと聞いたことないんですけども、そのへんのことまでは、私自身は、これは仕方ない、こういう制度の中で基準日を決めれば、その基準日で、その代わり亡くなった方にも、お渡しするということになりますので、まあ、その、今言われて、急に、やりますということは、中々制度上どうなのかなという事と、事務上どうかなという事も含めて、直ぐここで回答はできません。また、予算的にも、どうするのかという事にもありますし、今回、補正予算にも挙げておりませぬし。

〔松尾君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、もう一度だけ、松尾議員。

7番（松尾文雄君） もう1回だけ言いますね。いわゆるね、まあまあ、皆、そうですね

ども、生まれ月によって違うんです。同じ学年でありながら、そういう事は、あまりよくないですよという事です。そやから、そういう事は検討していったらええわけや。未だ支給するまでに日にちがあるわけですから。そやから、今全国的にされている。聞いたことないというのは、情報不足ですよ。それは、1回しっかり調べてみればいいです。その大きな町はしてませんよ。小さな町やからできることです。やはり、住民に対して同じような対応していくというのは、3月31日を1つの基準として決めていけば、大きな金額ではないわけですから、そういった事は、まあ、若干日にちもあるんで、いわゆる、他の市町が、どういう状況でやっているかというのも十分調べるべきかと思えますよ。

だから、1人の、同じ同級生でありながら、2月までに生まれた者と、2月の3日の誕生日の者と支給額が違うというのは、これは住民にとっておかしいん違うかというふうになりますよ。同じ学年の中で対応することが、一番いいかなと思うんです。それが大きな金額になるならともかく、そうではないですよ。やはり、そういった事をした方が、いわゆる暖かい行政じゃないかなと思うんですよ。

八サミで、ちよんと2月1日でプチッと切ったようなことするんじゃないしに、それが、佐用町がすれば、佐用町としての、いわゆる1つの方針として非常にいいかと思うんですが、とりあえず、そういった事を十分検討していただきたい。できれば、そういうような方向で考えていていただきたいなと思えますので、宜しくお願いします。

議長（西岡 正君） はい、他に。

〔新田君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、新田議員。

2番(新田俊一君) 定額給付金のことについてでございますけれども、13ページですか、いろいろお聞きしてるわけなんですけれども、昨日も、ちょっと広報を見たりして、ふんふんと思いながら見ておったわけなんですけれども、この議会の中でと言うんですか、こういった中で、あそこまでの説明はなかったし、何か、給付金が出るとか、出んとか、いつか、町長がちょっと、報告の中に出たぐらいの程度で、あんまり詳しく説明はされておりませんでした。

それで、ほとんどの人は、良く知っておられると思うんですけれども、私は、ちょっと頭がのそいので、よう覚えておりませんのんですけれども、申請の手続きの窓口ですか、これは、支所も本所もやるのかどうか言うのんと、申請者がこれ、子どもとか大人とか年寄りとか、歩けない人とか、病気の人とか、入院しとる人とか、手術しておるとかで、いろいろあると思うんですけれども、その辺のことは、大体、どういうふうな格好でやられるのかという事と。

もしこれ、本人が、これ申請するというような事書いてあったわけなんですけれども、これだけ高齢化率の高い佐用町であれば、相当の住人さんもおられるんじゃないかと思うんですけれども、それに、非常に手間な事だとは、思っておるわけなんですけれども、その手配はされておるのかどうかということと。

先ほど、ちょっと聞かんなんと思ったら、町長がおっしゃったんですけれども、基準日が、2月、普通の赤ちゃんですか、は、2月1日が基準日だと。それで、死亡された方は、2月の、今年28日だったかな、死んだ方はあかんのんか、2月1日の日に生きておった人がええんか、そういう事、ちょっと一度教えていただきたいと思えます。以上です。

議長（西岡 正君） ちょっと、お願いします。

総務課長（達見一夫君） 申請の方法につきましては、郵送方法と、対面方式ということは、郵送については、簡易書留等で郵送させていただく方向。それから、対面方式につきましては、今現在考えておりますのは、本庁なり各支所、出張所等の方にも受付を、ある程度何日間、日を決めさせていただいて、職員の方が出て行ったりして受付をする方法、そういう方向でやろうと考えております。

それから、申請につきましては、あくまで申請者、交付、定額の交付は、原則世帯主さんの方に対するの給付ということで、基本的には、世帯主申請の世帯主さんの方への振込みという格好。

それから、今、おっしゃったように、いろいろ来られない方については、代理人制度、そういう制度もございますので、そういう格好で計画なり準備をしております。

それから、もう1つ、死亡の関係なんですけれども、2月1日以降に死亡された方については、支給されます。という事は、2月1日も支給されるということでございます。

議長（西岡 正君） はい、新田議員、よろしいですか。

〔新田君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、新田議員。

2番（新田俊一君） それで、ちょっと僕も読み落としておったかもわからんけど、支払方法ね、手渡し等もあるかと思うんですけれども、振込み等もあると思うんですけれども、どちらの方が多くあるんやって、それもお聞きしたいんですけれども。

議長（西岡 正君） はい、総務課長。

総務課長（達見一夫君） もう原則は、振込みにいたしております。特に、口座等のない方については、日を改めて窓口での現金給付というふうに考えております。

〔新田君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、新田議員。

2番（新田俊一君） 先ほど言いましたんですけど、もし、歩けないとか入院しておるとか、手術して、うーんうーんと言うて寝とうのに、持って来いったって持って来れんはね。そういった世帯主の、そんな方おられたら、それはどうされるんですか。

議長（西岡 正君） はい、総務課長。

総務課長（達見一夫君） 代理人制度がありますので、家族の方とか、それから、場合によっては、民生委員さんとか、そういう方でもできるようにいたしております。

〔新田君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、もう1回。

2番（新田俊一君） もう1回だけです。すみません。

よう分かるんです。しかしね、ほんまにもう、独り暮らし老人言うんですか、親も兄弟も子どももおらんみたいな感じの人が入院されてた場合ね、分かっておっても、これ、総務課長がおっしゃるようなこと、代理人に頼むわけにもいかんしね、民生委員に言うわけにもいかんというような状況の時は、これどうされるんですか。そこは、おっしゃっとうようにうまいこといけばいいんですけども、そういう方の場合は、どうされるんですか。

議長（西岡 正君） はい、お答えください。

総務課長（達見一夫君） できるだけ、こちらの方も、いろいろな方法で、調査なりはさせていただいて、その漏れがないようにいう努力はいたします。

2番（新田俊一君） 宜しくお願いします。

議長（西岡 正君） はい、他に。

〔片山君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、片山議員。

3番（片山武憲君） 2点ですけど、21ページの目が25目雑入です。で、節が10節の、まあまあ雑入ですか、説明欄のマイクロバス利用負担金55万2,000円がございます。その、この内訳ですか、どういう、マイクロバスですから個人じゃないでしょうから、どういう団体とかが、どのぐらい利用されたかというのが分かれば、これは、数があるでしょうから、後で皆さんに、皆さんを含め資料でも結構ですけども、そういうことと。

もう1点が、29ページ、29ページの一番下ですね、10目戸籍住民登録費で、これ一番下の行ですから、委託料ですね、住基カード作成委託料、これ私も、今年度、こしらえていただきましたけども、こういう1つ作れば、こういう15万9,000円ですか、これは、どういう内訳言うんですか、ということで、ちょっと説明をお願いしたいということで、お願いします。

議長（西岡 正君） はい、答弁願います。はい、総務課長。

総務課長（達見一夫君） マイクロバスにつきましては、誠に申し訳ないんですけども、この55万2,000円というのは、当初の予算の計上漏れでございます。当初予算見ていただければ、マイクロバス使用料が挙がってなかったと思います。ということで、今回、ここで計上させていただいたのが、一応1万6,000円の34回分と、それから、半日の8,000円の1回ということで、55万2,000円を計上させていただいた。

それと利用の状況なんですけれども、今、20年度分については、未だ、整理をいたしておりませんので、19年度の分の利用実績等で良ければ、資料として提出をさせていただきます。

議長（西岡 正君） はい、住民課長。

住民課長（木村佳都男君） 29 ページの住基カードの関係なんですけれども、これにつきましては、昨年の 10 月に、本町におきましては無料化、カード発行無料化ということで、条例設定をしていただきました。その関係で、特に、それ以降、件数の方が伸びております。本年度で見れば、4 月から 9 月については、86 件。10 月以降、この 2 月末で 456 件の登録をいただいております。現在、トータル、この制度が始まったのが、15 年だったんですけれども、現在 700 件の方が住基カードの方を発行をしております。その中で、この作成委託料ですけれども、本町の場合は、委託でカードの方を作っていただいております。1 件 1,060 円で、カードの方を作っております。今、言いましたように、件数の方が増えておりますので、今回、補正の方で計上をさせていただきました。

議長（西岡 正君） はい、よろしいですか。

3 番（片山武憲君） OK です。

議長（西岡 正君） 他に。

〔笹田君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、笹田鈴香君。

5 番（笹田鈴香君） 金額的には小さいんですが、15 ページのいきいき農作業体験事業補助金、これが当初予算が 7 万 5,000 円で、マイナスの 7 万 5,000 円、この今回の補正です。それに関連して、出の方で 37 ページですね、ここで農業振興費の中の委託料、13 節ですが、ここでも 5 万円の減額になっています。この県の補助金も、それから、こちらの農業費でもカットされている理由をお願いします。

議長（西岡 正君） はい、農林振興課長。

農林振興課長（大久保八郎君） 歳入も歳出もですけども、いきいき農業体験事業は、県の補助事業が 19 年までありまして、20 年度から、この事業が、県事業が廃止されました。当初、予定させてもらっておったんですけれども、そういうふうな事がありましたので、事業としては、やっておりません。

〔笹田君 挙手〕

議長（西岡 正君） 笹田鈴香君。

5 番（笹田鈴香君） ということは、全然、その事業に関して、支障が出たということはないですか。

議長（西岡 正君） はい、農林振興課長。

農林振興課長（大久保八郎君） 農業体験言うんですか、そういうふうなことはですね、学校で独自にやってもらっておるとこもあるんですけれども、この計画書によった学校につい

ても、その内容的にはですね、そういうふうな事は、ちょっと聞いておりませんが、学校自体でも、そういうふうな取り組みされておる所があるかと思えます。

議長（西岡 正君） はい、よろしいですか。他に。
ないようですから、これをもって質疑を終結いたします。
これから、討論を行ないます。まず、原案に反対の方、討論ございますか。

〔金谷君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、金谷英志君。

6番(金谷英志君) 議案第26号、平成20年度一般会計補正予算の反対討論を行います。
まず歳入で固定資産税の上月カントリー分の滞納延滞金が計上されておられません。上月カントリーの固定資産税延滞金について、県では、ゴルフ場利用税の延滞金を含め回収の意向であります。会社更生の支援企業は多額の投資をしており、延滞金を納めることによって、元も子もなくなるという状況ではありません。
次の反対の理由は、地域活性化生活対策事業の中に給食センター建設費が含まれていることです。当事業の中には、定額給付金事業、子育て応援特別手当事業、農業生産基盤整備事業、小学校プール建設など町民利益に叶うものもありますが、給食センター統合は町民合意が取れているとは言えません。
以上の理由をもって反対討論といたします。

議長（西岡 正君） 次に賛成の方ございますか。
ないようですので、これで本件に対して討論を終結いたします。
これより、議案第26号を採決いたします。この採決は、挙手によって行ないます。
議案第26号は、原案のとおり、可決することに賛成の方は、挙手を願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（西岡 正君） 挙手、多数であります。よって、議案第26号、平成20年度佐用町一般会計補正予算案（第5号）の提出については、原案のとおり可決されました。

日程第2 . 議案第27号 平成20年度佐用町国民健康保険特別会計補正予算案（第3号）の提出について

議長（西岡 正君） 日程第2、議案第27号、平成20年度国民健康保険特別会計補正予算案（第3号）の提出についてを議題といたします。
これから質疑を行ないますが、ございますか。

〔笹田君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、笹田鈴香君。

5番(笹田鈴香君) まず1点だけ最初に聞きますが、4ページですが、25目10節、特

定健康審査等負担金の特定健康診査等負担金の説明であります。ああ、すいません、ちょっと間違えました。これは実績だと思うんですが、これもお尋ねします。75万の減。

それと続いて、国庫支出金ですが、これの20目、高齢者医療制度円滑運営費補助金の10節ですが、これの、1,000円になっていますが、この説明をお願いします。

議長（西岡 正君） はい、住民課長。

住民課長（木村佳都男君） ページ4ページの国庫支出金の25特定健診負担金の関係、76万9,000円の方ですね。これにつきましては、国の分3分の1、県の分3分の1という形で、特定健診については実施しておりますけれども、本年度実績に基づきまして、76万9,000円を減といたしております。

それから、その一番下ですけれども、高齢者の医療制度円滑運営費補助金の関係なんですけれども、これにつきましては、70歳から74歳の高齢受給者証につきましてですけれども、これにつきましても、本年度末で個人負担が2割ということで、期限が切れておりましたけれども、法の改正で、もう1年延期という形で個人負担が1割ということになりましたので、これにつきましてはの電算システム等の改修費の補助金ということで、金額の方が、ちょっと未だ決まっておりますので、予算科目の設定という形で1,000円の方を挙げさせていただいております。

〔笹田君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、笹田鈴香君。

5番（笹田鈴香君） そしたら、予算で1,000円ということだけなんですけども、この、始めると金額が決まってくるわけなんですけども、その決まってくる金額は、そしたら、いつ拳がってくるわけですか。

議長（西岡 正君） はい、住民課長。

住民課長（木村佳都男君） この歳出部分ですけれども、費用といたしまして、8ページ、8ページの総務費、総務管理費、一般管理費の中の13委託料、国保システム開発委託料という形で147万円、これにつきましては、委託料ですので、一応、見積りの方で、システムの改修費ということで、計上させていただいております。まあ、これに近い金額が来るんじゃないかということで、申請の方を、今、いたしているところでございます。

〔笹田君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、笹田鈴香君。

5番（笹田鈴香君） そしたら、また、専決か何かでされるんですね。

議長（西岡 正君） はい、住民課長。

住民課長（木村佳都男君） はい、そのような形でお願いしたいと思います。

議長（西岡 正君） はい、他に。

〔平岡君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、平岡きぬ糸君。

18 番（平岡きぬ糸君） 7 ページの諸収入、特定健診審査等委託料、20 万 8,000 円について、伺いたいですけれども、国なり県の歳入については、当初予算に比べて、約半分のよ
うな、実態に合わせたかたちの負担金額に計上されているんですが、ここでは、補正とし
て、まあ、プラスの委託料が、受託料ですか、挙がっていますので、そこら辺に事情につ
いて、説明をお願いします。

議長（西岡 正君） はい、住民課長。

住民課長（木村佳都男君） これにつきましては、当初予算 1,000 円ということで、課目設定
をさせていただいておったんですけれども、他保険の方が受けられた件数によりまして、
だいたい実績が出てきておりますので、1 件当たり 2,248 円をいただくことになっており
ます。これは、JA の厚生連の方から入ってくるわけですけれども、その分で、計上を挙
げさせていただいております。

議長（西岡 正君） はい、よろしいか。

〔平岡君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、平岡きぬ糸君。

18 番（平岡きぬ糸君） 町ぐるみ健診から特定健診という、制度上、大きく変わることで、
検診そのものの受診が、大幅に減ったということについては、今後、まあ、もっと受けら
れるように努力したいということなんですけれども、また、新年度ね、年度末なんですけれ
ど、南光の場合などは、早く健診が行われるので、年が変わる、直ぐなんですけれども、そ
ういった点で、この健診の受診を向上させる手立てというか、どんなことを考えておられ
るのか、お聞かせください。

議長（西岡 正君） はい、住民課長。

住民課長（木村佳都男君） 議員言われましたとおり、21 年度につきましては、3 月の広報と
同時に申込書の方を送らせていただいております。21 年度につきましては、5 月の 18 日
を初日といたしまして、8 月の 9 日まで 18 日間の計画でいたしております。それで、20
年度につきましては、初年度ということで、中々住民の方も、この制度につきまして、ご
理解がいただけなかった部分もあると思います。21 年度につきましても、町の広報、ある
いは C A T V のチャンネル、また無線放送等で啓発をさせていただくとともに、今回、で
きましたら、各個人ごとに受診券の送付の方も考えておりますので、その点、ご理解いた
だきたいと思っております。

議長（西岡 正君） はい、よろしいか。

〔岡本義君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、岡本義次君。

4番（岡本義次君） 4ページ国庫補助金の中で10区分ですね、4,389万1,000円が少なくなっておりますけれど、これらのことについての理由ですね。

それと、同じく7ページの諸収入の10の延滞金の21万9,000円と、それから15の8万5,000円、これらについての、どう言うんですか、件数と内訳をお願いします。

議長（西岡 正君） はい、お答えください。

住民課長（木村佳都男君） 4ページの国庫支出金の普通調整交付金の関係なんですけれども、制度的に普通調整交付金の算出につきましては、過去の医療費等に基づきまして算出をされます。それで、毎年2月が、この調整交付金の申請時期となっております。実質の療養給付費等の算出根拠につきましては、1月から12月の実績に基づいて、この調整交付金の方が決定されるわけでございます。申請の段階で、このような数字、減額という形で、実績でなっておりますので、一応、それに合わせさせていただきました。

それから、ページ7ページの保険税の滞納延滞金の関係なんですけれども、収入側から見た、現在の収入状況により、このような形で数字の方挙げさせていただいておりますけれども、累計数字で約466件の延滞金の件数であります。

議長（西岡 正君） はい、よろしいですか。

4番（岡本義次君） 2つで460上？下？

住民課長（木村佳都男君） 両方で466件。一応、税としては1つの国保税として徴収しておりますので。

議長（西岡 正君） はい、よろしいですか。

〔岡本義君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、岡本義次君。

4番（岡本義次君） パーセンテージにしたら、いくらぐらいに当たるんですか。

議長（西岡 正君） はい。

住民課長（木村佳都男君） 滞納の収納率ということですか。

4番（岡本義次君） この延滞の総額が、こっだけ出したという数字ね。

住民課長（木村佳都男君） 延滞金につきましては、その納付時点の計算をしますので、その滞納期間によりまして、その総額言うんは、ちょっと意味が、ちょっと分からないんです

けど。

議長（西岡 正君） はい、他に。

〔笹田君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、笹田鈴香君。

5 番（笹田鈴香君） 今回の、この補正は、ほとんどと言っていいぐらい、特定健診の受診者減によるものが大きいと思うんですけども、特に、7ページの、先ほど平岡議員の関連にもなるんですけども、この受託料ということは、他の保険の関係だと思うんですけども、特に、共済とか社保、今、社保って言わないんですか、社保ですね、社保とか、建設国保ですか、そういった方々、他の保険もあると思うんですけども、そういった方々への周知、各保険者が責任を持ってするというにはなっておりますが、やはり同じ佐用町民なので、そういった方にも分かりやすい説明を是非求めたいと思うんですが、そこで、今回ですね、今まで説明不足もあったり、それから、いろんな意味で、中々周知されなかったと思うんですが、今年のそういった方々へ対するお知らせですね、そういったことは、どうなっているのか。

それと、仕組みとしては、受診者券が来るんですけども、それらの方法ですね、は、どうなっているか、もう一度、少し詳しくお願いします。

議長（西岡 正君） はい。

住民課長（木村佳都男君） 他保険の方への呼びかけですけども、20年度におきましても、広報あるいは無線放送等で一応内容的なことも若干述べさせてもらっております。

それで、今度21年度につきましても、その程度の呼びかけになると思います。また、各事業所なり、そこら辺からの問い合わせも若干あったと思いますけれども、それらにつきましても、こちらで分かる範囲の中で、一応説明はさせてもらっております。中々、どこの保険が、どのような形で受診券なり、また取り組みをされているかという部分が、こちらの方では、中々把握できませんので、もう一步踏み込んだ広報活動という部分では、ちょっと、未だできないように思っております。

〔笹田君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、笹田鈴香君。

5 番（笹田鈴香君） その受診券を持っていけば町内の病院で受診できるということを、ちょっと聞いているんですけども、現在、この佐用町内で、それでは受診できる病院ですね、病院は、どこどこになるでしょうか。それから、できない所とお願いします。

議長（西岡 正君） はい、住民課長。

住民課長（木村佳都男君） 個別受診につきましては、国民健康保険の関係ですか。それとも他保険。

5 番（笹田鈴香君） 両方、できれば。

住民課長（木村佳都男君） 国民健康保険につきましては、医院関係と、ちょっと件数覚えていないんですけども、佐用町内の医院につきましては、一応、委託契約しております。

他保険につきましては、保険者によって、それぞれ指定病院がありますので、こちらの方では、ちょっと把握はできません。

議長（西岡 正君） はい、よろしいですか。

〔笹田君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、笹田鈴香君。

5 番（笹田鈴香君） そしたら、できましたら、10 件、10 病院とか医院、10 ぐらい聞いているんですけども、その内できない所もあるということを聞いているので、詳しく分かれば、また後でいいので資料をお願いします。

議長（西岡 正君） はい。

住民課長（木村佳都男君） それは、国民健康保険の関係だけでよろしいですか。

他保険の関係は、ちょっと、こちらの方では分からないんです。

5 番（笹田鈴香君） はい。

議長（西岡 正君） はい、他に。ないようですから、質疑を終結いたします。

これから、討論を行ないます。原案に反対の方からよろしくをお願いします。ございますか。

〔討論なし〕

議長（西岡 正君） ないようですから、討論を終結いたします。

これより、議案第 27 号を採決いたします。この採決は、挙手によって行ないます。

議案第 27 号は、原案のとおり、可決することに賛成の方は、挙手を願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（西岡 正君） 挙手、全員であります。よって議案第 27 号、平成 20 年度国民健康保険特別会計補正予算案（第 3 号）の提出については、原案のとおり可決されました。

ここで暫く休憩をいたします。再開を 11 時 20 分といたします。

午前 11 時 05 分 休憩

午前 11 時 20 分 再開

議長（西岡 正君） それでは休憩を解き再開をいたします。

休憩前に引き続き審議をいたします。

日程第 3 . 議案第 28 号 平成 20 年度佐用町老人保健特別会計補正予算案 (第 3 号) の提出について

議長 (西岡 正君) 日程第 3、議案第 28 号、平成 20 年度佐用町老人保健特別会計補正予算案 (第 3 号) の提出についてを議題といたします。
これから質疑を行ないますが、ございますか。

〔岡本義君 挙手〕

議長 (西岡 正君) はい、岡本義次君。

4 番 (岡本義次君) 4 ページ、10 ですね、現物給付の 1 億 2,369 万 7,000 円、金額的に、
こういうふうに、大変減ってございますけれど、どうしてかということをお願いします。

議長 (西岡 正君) はい、福祉課長。

福祉課長 (内山導男君) この老人保健の会計につきましてはですね、21 年度の当初予算の時
も若干説明させていただきましたが、それぞれ 75 歳以上等ですね、病院へ医療費掛か
られた分が、ずっと、各医療機関から国保連合会、社会保険から回っております。その
清算分でありましてですね、例年 33 億、34 億の予算でありました。この 20 年度につ
きましては、いわゆる 3 月診療、昨年 3 月診療分、1 カ月分の診療と、それから老人医療
の清算分ということで 4 億余りの当初予算を見込ませていただいていたんですが、結果
的には、それぞれの医療費、元々の想定の時にも、医療費ですので、これ、国保連合会等
の方へ納付期日が決まっておりますので、不足して補正で間に合わすということができな
いものですから、若干幅を持たせた医療費の支払として組まさせていただきますので、
全般的に、これだけ医療費として不用額が発生したということでもあります。

議長 (西岡 正君) はい、よろしいですか。他に。
ないようですから、質疑を終結いたします。
これから、討論を行いますか、ございますか。

〔討論なし〕

議長 (西岡 正君) ないようですので、討論を終結いたします。
これより議案第 28 号を採決いたします。この採決は、挙手によって行ないます。
議案第 28 号は、原案のとおり、可決することに賛成の方は、挙手を願います。

〔賛成者 挙手〕

議長 (西岡 正君) 挙手、全員であります。よって、議案第 28 号、平成 20 年度佐用町
老人保健特別会計補正予算案 (第 3 号) の提出については、原案のとおり可決されました。

日程第4 議案第29号 平成20年度佐用町後期高齢者医療特別会計補正予算案(第2号)の提出について

議長(西岡 正君) 日程第4、議案第29号、平成20年度佐用町後期高齢者医療特別会計補正予算案(第2号)の提出についてを議題といたします。

これから質疑を行ないますが、ございますか。

(平岡君 挙手)

議長(西岡 正君) はい、平岡きぬ糸君。

18番(平岡きぬ糸君) 3ページの歳入のところでお尋ねします。後期高齢者医療保険料のところ、特別徴収、いわゆる年金天引と普通徴収の補正が同額、形になっているんですけど、ここで、通常税金などでしたら、これは、制度が始まって、まだ、丸々1年経たない状況なので、出てこないのかという点で、お尋ねしたいんですけども、滞納者、滞納する方が、県内でも多くあるという新聞報道などがあつたんですけど、そういう点では、この会計上出てないんですけど、どうなんでしょうか。実情を聞かせてもらいたいと思います。

議長(西岡 正君) はい、福祉課長。

福祉課長(内山導男君) 当初予算の中で滞納という名目も置かせていただいておりますが、今の現状を申し上げますと、2月末の状態です。やはり佐用町でも何人が滞納者がございます。今のところつかんでおりますのは、毎月発生する方等いろいろあるんですが、今、2月末での滞納者、前月までの未納の方がですね、約20名いらっしゃいます。その20名の中にはですね、中身をいろいろ分析しますと、当初、いわゆる4月期から、ずっと長期で滞納になっておられる方が7名いらっしゃいまして、この方については、担当の職員等が面談してあれしとんですが、中々制度が理解していただけないというふうな状況と。

それからですね、中には、非常にあれなんです。この方も面談しておりますが、勝手に決めた制度だからということで、保険料を返送された方もいらっしゃいます。そういう形で長期の方が7名。それ以外の13名につきましてはですね、1カ月病院入院等の、それから勘違い、この制度自身の、制度が中で複雑に変わりましたので、当然、年金で引かれると思ってた方が、途中の軽減策によって、普徴へ変わってきたという多くの事例がありますので、そういう方が、もう私は、当初から年金で引かれるんだというふうな意識です。別に納付書をお送りしても、そのことが理解できかねるというふうな方もいらっしゃいますので、年度末に向けて、これについては、再度訪問させていただいて、滞納整理等努めさせていただきたいというふうな考えております。

議長(西岡 正君) はい、よろしいですか。

(平岡君 挙手)

議長(西岡 正君) はい、平岡きぬ糸君。

18番(平岡きぬ糸君) 制度が、ころころ変わるという点で、国の方の関係で変わってきよ

んですけども、この3月以降の広報でも、保険料の軽減措置が決まりましたということで、お知らせが出ているんですけど、これから年度がかわってですね、保険料が年金で天引されていた方が、先ほど、課長の説明のような普通徴収になる方が、どれくらい発生するのか。その制度の内容が分かりづらい中で、また制度が変わってしまうので、加入されている方が、付いていけない状況があるんだと思うんですけど、その点、伺いたいと思いますが。

議長（西岡 正君） はい、福祉課長。

福祉課長（内山導男君） 概数なんですけど、これも20年度の当初予算の中でもご説明申し上げたんですが、いわゆる4月分の年金で徴収できない方が、約1,400名ございます。それ以外に、元々当初から普徴という方、普通徴収という方も、400人程度いらっしゃいますので、現実には、普通徴収の方が1,800人ぐらいになるのかなと。そうすると、私どもの、今、後期高齢者の加入者が約4,000名ですから、この制度の改正によって、半分、2分の1ぐらいがですね、普通徴収として徴収しなければならないという事態が、4月早々から生じてくるのかなということで、この方に、どうやってご理解いただくかというのが、4月以降ですね、大きな課題になるのかなというふうに認識しております。

議長（西岡 正君） はい、よろしいですか。

〔平岡君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、平岡きぬ糸君。

18番（平岡きぬ糸君） それではですね、先ほど、最初に質問させていただいた、保険料の滞納の方で、制度の理解ができないとか、そういう方については、直ぐ解決ができればと思うんですけど、そうではなくって、納めたいけれども、その納められないと、いわゆる低所得者というか、いわゆる年金にして、年間18万円以下の人などが、元々、その普通徴収の対象になる方なんですけれども、そういった方に対する、滞納者への配慮を求めるというものなどが、広域連合の方で、意見が、意見というか、請願とかが挙がったかと思うんですけど、それに対して、佐用町からは、庵造町長が出席されておりますので、どういう態度を取られたのか、お聞きしたいと思います。

議長（西岡 正君） はい、町長。

町長（庵造典章君） そういう軽減策とか、そういう方に対するの制度、いろいろと改善をしてきたということで、そういう改善に向けて、一緒に協議をし、また決定をさせていただいております。

議長（西岡 正君） はい、他に。

〔岡本義君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、岡本義次君。

4 番（岡本義次君） どう言うんですか、年金で直接徴収から普通徴収ということで、若干、そういう方についてはですね、滞納分が増えるんじゃないかなというふうには思っておるんですけど、口座を持っていらっしゃる方についてはね、それぞれの方にお話して、年金から直接差っ引いてくれという方も、当然いらっしゃると思うんですけど、そういう、口座を持っていらっしゃる方、例えば、自分が、他の年金も含めての収入が 20 日に出るといふことであれば、20 日以降にね、例えば、口座から自動的に引き落としができるような格好でやってくださいというような、何か、そういうような努力は、話し合い、話言うんか、されたんでしょうか。そこら辺は。

議長（西岡 正君） はい、福祉課長。

福祉課長（内山導男君） 毎回、年金天引月にですね、普通徴収、年金天引ができないで普通徴収と変わられる方がいらっしゃいますので、その方については、それ以後、何ヵ月間普通徴収ということになりますので、必ず口座振替のご案内と口座振替の申込書を送付してですね、できるだけ口座振替していただくようお願いをいたしております。

ただ、これも冒頭に申し上げましたように、当然、あれだけマスコミ市場で騒いでですね、年金から天引や天引や言いよのに、何で、こんなややこしい手続きをせないかんのんかということ、窓口でお叱りを受ける場合もあるんですけども、機あるごとにですね、口座振替のご案内を続けております。

議長（西岡 正君） はい、よろしいか。他に。
ないようですから、これをもって質疑を終結いたします。
これから、討論を行ないます。ございますか。

〔討論なし〕

議長（西岡 正君） ないようですから、討論を終結します。
これより、議案第 29 号を、採決いたします。この採決は、挙手によって行ないます。
議案第 29 号は、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者 挙手〕

議長（西岡 正君） 挙手、全員であります。よって、議案第 29 号、平成 20 年度佐用町後期高齢者医療特別会計補正予算案（第 2 号）の提出については、原案のとおり可決されました。

日程第 5 . 議案第 30 号 平成 20 年度佐用町介護保険特別会計補正予算案（第 3 号）の提出について

議長（西岡 正君） 日程第 5、議案第 30 号、平成 20 年度佐用町介護保険特別会計補正予算案（第 3 号）の提出についてを議題といたします。
これから質疑を行ないますが、ございますか。

〔鍋島君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、鍋島裕文君。

21 番（鍋島裕文君） じゃあ、5 ページお願いいたします。基金条例ということで、この条例案が委員会付託されましたけども、いわゆる介護従事者の処遇改善臨時特例交付金についてであります。

伺いたいのは、この特例金 1,189 万 4,000 円の根拠でありますけども、これは、介護報酬が今度引き上げられるということで、本町の 3 カ年分の引き上げ相当額というようなことで、この 1,189 万 4,000 円となっているのか、どういう根拠で、この金額になっているかについて伺います。

議長（西岡 正君） はい、健康課長。

健康課長（井村 均君） これにつきましては、うちが前も申しあげましたけれども、2.8 パーセント上がると申しあげましたですね。それで、21 年度は 2.8 パーセント全額、給付費のね、全額交付を受けます。それで、22 年度につきましては、その半額、1.4 パーセントの交付を受けると。それで、3 年間で 2 分の 1 になりますね。それを基金に積むということでございます。

議長（西岡 正君） はい、よろしいですか。

はい、他に。

〔岡本義君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、岡本義次君。

4 番（岡本義次君） 4 ページの 30 番の滞納の 70 万の件数だけ教えてください。

議長（西岡 正君） はい。

健康課長（井村 均君） 2 月 27 日現在で 35 名でございます。

議長（西岡 正君） はい、よろしいですか。他に。

ないようですから、これをもって質疑を終結いたします。

これから、討論を行ないますが、ございますか。

〔討論なし〕

議長（西岡 正君） ないようですから討論を終結いたします。

これより議案第 30 号を採決いたします。この採決は、挙手によって行ないます。

議案第 30 号は、原案のとおり、可決することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（西岡 正君） 挙手、全員であります。よって、議案第 30 号、平成 20 年度佐用町

介護保険特別会計補正予算案(第3号)の提出については、原案のとおり可決されました。

日程第6．議案第31号 平成20年度佐用町朝霧園特別会計補正予算案(第2号)の提出について

議長(西岡 正君) 日程第6、議案第31号、平成20年度佐用町朝霧園特別会計補正予算案(第2号)の提出についてを議題といたします。
これから質疑に入りますが、ございますか。

〔質疑なし〕

議長(西岡 正君) ないようですから、質疑を終結いたします。
討論を行いたいと思いますが、ございますか。

〔討論なし〕

議長(西岡 正君) ないようですから、討論を終結いたします。
これより、議案第31号を採決いたします。この採決は、挙手によって行ないます。
議案第31号は、原案のとおり可決することに賛成の方は、挙手を願います。

〔賛成者 挙手〕

議長(西岡 正君) 挙手、全員であります。よって、議案第31号、平成20年度佐用町朝霧園特別会計補正予算案(第2号)の提出については、原案のとおり可決されました。

日程第7．議案第32号 平成20年度佐用町簡易水道事業特別会計補正予算案(第3号)の提出について

議長(西岡 正君) 日程第7、議案第32号、平成20年度佐用町簡易水道事業特別会計補正予算案(第3号)の提出についてを議題といたします。
これから質疑を行ないますが、ございますか。

〔笹田君 挙手〕

議長(西岡 正君) はい、笹田鈴香君。

5番(笹田鈴香君) では、お尋ねします。全体的に見ると歳入がたくさん減額になっております。金額も大きいんですが、その中で、増えている物の中で、3ページですが、歳入の負担金、10節の加入負担金の説明をお願いします。

それと、説明があったのかもしれませんが、5ページの現場管理費、20目の15節、工事請負金、これがマイナスの1,206万3,000円になってますが、この説明をお願いします。

議長(西岡 正君) はい、水道課長。

水道課長（西田建一君） それでは、3 ページのですね、10 目の加入負担金の 110 万円の増額についてご説明を、まず申し上げます。加入負担金、補正後、960 万ということで、見込んでおります。この中につきましては、13 ミリの加入金が 30 万円ということで 13 件本年度見込まれ、そういった中で、20 ミリが 2 件、それから 25 ミリが 1 件、それから 30 ミリが 2 件、それから 40 ミリが 1 件というような状況の中で、今年度加入がございまして、決算見込みの中で、3 月、今回で、110 万円の補正をさせていただいたという状況でございます。

それから、5 ページの現場管理費の 15 節、工事請負金の 1,206 万 3,000 円の内訳でございますけれども、大きな要因といたしましては、末広久崎線で、安川地内の道路改良があったわけでございますが、その中で石綿管の入れ替え工事を予定をさせていただいておったんですけれども、工事の状況として、工事がしなくて済んだという状況が、約 520 万でございます。

それから、三日月ですね、三日月の浄水施設でございます膜ろ過の洗浄工事を予定をさせていただいておったんですけれども、当初予算の中でもご説明申し上げましたように、三日月につきましては、原水が非常に、ほとんど濁度がないというような状況の中で、今年度は、特にですね、膜ろ過の洗浄工事はしなくてもいいんじゃないかなというような、業者の指導がございまして、今回、この中で減額をさせていただいて、総額で約 1,200 万程度の工事請負費を減額させていただいたという状況でございます。

議長（西岡 正君） 笹田議員よろしいか。

〔笹田君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、笹田鈴香君。

5 番（笹田鈴香君） 今、その工事請負金の中の末広の分ですけれども、そしたら、これは、また県の工事が進んでいく中で、この工事も進んでいくと受け止めていいんでしょうか。

水道課長（西田建一君） すいません、膜ろ過の件ですか。

5 番（笹田鈴香君） 石綿管の分。

水道課長（西田建一君） ああ、石綿管。石綿管は、ただ今申し上げましたように、丁度、末広久崎線、安川地内、今年度、工事、非常に危険ということで工事していただいたんで、されたんですけれども、特に、入れ替え工事もしなくて済んだということで、今後、そういったことで、入れ替え工事はしないという考え方を持っております。

議長（西岡 正君） はい、よろしいですか。

〔笹田君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、笹田鈴香君。

5 番（笹田鈴香君） それでですね、先ほど、加入の件があったんですが、全体的に、マイナスが大きいという点で、どのように考えておられますか。

例えば、今景気が悪いとかいうこともあるんですが、そういった中で、水道、例えばの例ですが、使用が少なくなったというような所もあると思うんですが、大きな所で言うと、どういう所があるか教えてください。

議長（西岡 正君） はい、水道課長。

水道課長（西田建一君） はい、当初予算、21 年度の当初予算の中でも、ご質問にお答えをさせていただいたんですけれども、本年度、現年度分の水道使用料、今回 700 万減額をさせていただいております。

それから、12 月で 500 万の減額もさせていただいて、最終的に約 3 億 4,000 万程度の収入見込みを、20 年度決算を見込んでおります。そういった状況の中で、非常に、その水道料金がですね、使用量が伸びない。伸びないより減少してあるというような非常に担当課といたしまして危機感持っております。そういった中で、それを抑えるには、やっぱり通常の維持管理の中で、できるだけ早く、そういう管理をしですね、故障箇所も事前にやっていくというような状況の中で考えざるえんかなと。

それと、もう 1 点、今回、今年度、来年度で終わるんですけれども、中央監視制御システムが完成することによって、管理がスムーズにできると、そういうような状況の中で、歳入が伸びない状況で、いかにコストを削減するかということが、絶対的なこととなりますんで、そういう状況で考えております。特にですね、大口事業者はですね、この昨年の秋以降ですね、非常に急激なですね、経済情勢が悪化したというような状況の中で見えますと、非常に大口事業者のですね、水道の使用量は極端に減ったという様な状況がございますんで、非常に、われわれ担当課といたしましても危惧しとんですけれども、有収水量の絶対的な確保の中で何とか、今のような状況を維持していきたいという考え方でございます。

議長（西岡 正君） はい、よろしいですか。他に。

〔岡本義君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、岡本義次君。

4 番（岡本義次君） 3 ページ使用料、滞納の 37 万 4,000 円の件数だけ。

議長（西岡 正君） はい、水道課長。

水道課長（西田建一君） 37 万 4,000 円の補正をさせていただいております。総額で約 100 万の滞納繰越分の収入をみております。

今年度、約 600 万程度ですね、600 万ですね、滞納繰越分あったわけでございます。約 15 パーセントの滞納繰越分の収入が見込めるのではないかなという状況でございます。件数につきましては、最終的に前年並みですね、現年度分といたしまして約 30 件程度ですね、滞納が見込まれるかなという考え方を持っております。

議長（西岡 正君） はい、よろしいですか。他に。

〔山本君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、山本議員。

11 番（山本幹雄君） さっき笹田さんの関係なんだけど、これ、石綿管を取り替えずに良かったということなんです。ということは、石綿ではなかったということなんです。

議長（西岡 正君） はい。

水道課長（西田建一君） 石綿管でございます。それが、若干、末広久崎線が道路改良によって地盤高が上がりましたんですけれども、相当深くなるので、入れ替えざるをえんかなという思いを持っておったんですけれども、こちらが思うておったように、それ程、地盤高が高くならんかった状況の中で、今回入れ替え工事を取りやめをさせていただいたということでございます。

議長（西岡 正君） はい、よろしいか。

〔山本君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、山本議員。

11 番（山本幹雄君） 石綿管は、高いとか地盤が高いとか低いじゃのうて、石綿管に問題があるから換えなあかんのでしょ。僕らは、そういうふうに認識しておったんですけど、石綿管を、そういうことによって、体に害があるということで、今、ドンドン換えていきよんでしょ。で、そのために予算化したんなら、全部、佐用町内いっぺんに全部は無理よ。だから順次していかなあかん。早い所もおりゃ、遅い所もある。これは、ある意味でこらえてもらわなあかんけども、ただ、予算化して認めておることだったら、地盤が高いとか低いじゃなくして、換えるとなったら換えておかないと、いかんのんじゃないかと思うんですけど、どうなんですか。

議長（西岡 正君） はい、水道課長。

水道課長（西田建一君） 確かに、山本議員のご指摘のことも十分理解できるんですけれども、今回の、この路線につきましては、全体的に、いわゆる安川集落内、それから上流の土井集落内、宝蔵寺集落、そういった中で、全線、末広久崎線ですね、石綿管を敷設をしておるといような状況がございますので、今回の工事の中で、やり換えを、取り換えをやらざるを得んかなという思いあったんですけれど、ただ今、申し上げたような状況の中で、何とか、今の状況の中で、特に石綿管自体の問題も、掘削状況の中で、見た中で取りやめをささせていただいたということでございます。

しかしながら、石綿管につきましては、厚労省の方の指導の中で、いわゆる危機管理、耐震、そういう状況の中で整備をしなければならないという大きな宿題を抱えておりますので、全体的な中で、佐用町の水道事業の中で、今後ですね、石綿の入れ換え工事をどうするかということをごすね、具体的に、今後ですね、計画していきたいなというふうに考えております。

〔山本君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい。

11 番（山本幹雄君） 今説明したような状況で言われたって、どんな状況を説明したか僕には分からんへんで、取りやめたということが分かっただけで、取りやめた理由がさっぱり分かってないと。ねっ。全線が、安川地区がそうやと。全線そうなら、全部換えるというのは、いっぺんには、先ほど言うたように、そこだけじゃなくして、佐用町全部いっぺんというのは無理は無理でええんだと。ただ、予算計上して、当初予算で認められたんだったら、それは確実に行わなあかんやないかと。それを止める理由は何かということ。なっ。

石綿管とはと思うとったけども、実は石綿管じゃなかつからしませんよ言うたら、ああ、そうかなと思う。けど、石綿管や言うて分かって何で止めるのってということなんです。何のために、じゃあ、当初予算組んだのって話。

で、これが、さっき言うたように、そうではないものだったらええけども、換えなあかんもんなら、予算組んだんやから、換えておかないと、どういう理由で換えたんか、換えなくて済んだんか、さっぱり僕には分からない。多分、これ聞いとう者、誰も分からんと思うんやけども。やっぱり換えなあかんもんは、換えないと。町長、ちやいます。

議長（西岡 正君） はい、町長。

町長（庵逄典章君） 石綿管については、まず1つは健康被害の問題です。健康被害はです、当面、そのものについては、健康被害がないということで、出ております。そういうことで、ただ、一番問題は、その割れたりですね、非常に強度的に弱い。耐震とか、そういう問題としても、これは石綿管というのは、問題があると。それから、その石綿管が、処分したり、破損したりすれば、これは、そういう石綿が出てくるということですから、それは、そういう問題もあるということです。将来的には、石綿管を換える時には、もう石綿管は使用しない。鑄鉄管なりビニール管に換えていくということが原則です。

今回、聞いておりますのは、縦断、道路縦断の中でですね、工事をする中で、掘削して石綿管に当たる。石綿管を当然、よけたりですね、工事の中で石綿管の支障になってくると、そうなってくれば、当然、いっぺん外して埋めなおしとか、そういうものが出てくる。そういう時には、当然、石綿管から、ビニール管なり、大きい管については、鑄鉄管に換えていかなきゃいけないということで予算化していたんだと思いますけども、そういう、その今回の工事は、縦断勾配の中で、その、今、埋設している管に影響がない中での工事ができたということで換えなかったというふうに、私は、報告を受けております。

〔山本君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい。

11 番（山本幹雄君） これ、工事に支障がなかったということなんですけども、これ、工事に支障があるかないかというよりも、本来は、工事をしてもしなくても、健康に害があるかないかということが前提なんで、工事に支障があるかないかというのは、別にしても、ドンドン取り換えは本来していかなあかんことのはずなんです。ねっ。だから、ついでにできるんだったら、ついでにしておったらいいんです。今回、そんなに、多分、劣化していな

かったということもあって、工事も、今支障がなかったということなんだろうけども、だったら、予算挙げておるんだから、それであっても、換えれる時には、きちっと換えとくということが、僕は、安全安心なまちづくりの上において必要なことじゃないかな、そういう不安を常に残しておくって、せっかくチャンスがある時に、何で、そんなことをできる時にせんのかかなという思い。そうちゃうんかな。もういっぺん、答弁、ちょっと。

議長（西岡 正君） はい。

水道課長（西田建一君） 確かに、山本議員がおっしゃることが一番基本的な、われわれとしても、考えざるを、今後の計画においてね、考えざるを得んかなというふうに思っております。そういう、今、ご指摘いただいたような状況をですね、今後、町内各所で同じような工事が施工される力所が出てきようかと思っておりますので、そういうご指摘を十分踏まえた中で、今後、水道の維持管理に当たっていきいたいということで、今回、相当数の減額をさせていただいておりますけど、十分ご理解を賜りたいと思います。

議長（西岡 正君） 他にありますか。ありませんか。よろしいですか。

11 番（山本幹雄君） 僕ですか。はい、いいです。

〔鍋島君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、鍋島議員。

21 番（鍋島裕文君） やっぱり、基本的に山本議員の指摘は大事じゃないかと思うんですが、基本的に、従来上月の場合は、鉛管、鉛管の撤去入れ換えを年次計画でやってきたということがあるんですけども、本町におけるね、石綿管の入れ換え計画というものを、やっぱりきちっと立てて、進めていかないと、その場限りの、工事の状況によっては、換えたり換えなかつたりするというようなことに、当然なりうるわけでね、今現に被害が出るんだったら、直ぐに換えるだろうけども、基本的には被害出ないというような、健康被害でないというような判断であればね、それは、その後でええがなという形になるというふうに思うんですが、だから、今回の問題からは、やっぱり、この石綿管の入れ換えの計画、この計画ですね、このあたりをきちっと立てる必要があるんじゃないかというように思うんですけど、そのあたりいかがでしょう。

議長（西岡 正君） はい、水道課長。

水道課長（西田建一君） ご指摘のとおりでございます。

来年度、過疎振興計画の、そういう状況の中で、私ども、当然、石綿管、いわゆる危機管理、耐震化、安心安全な水を供給するという状況の中で、町内約 10 キロの石綿管、今現在ございます。そういう中で、費用といたしましても、膨大な費用になるんですけども、統合計画含めた中ですね、できますれば、補助もいただいた中で、今後計画していきたいということで、21 年度、そういう統合計画含めた中で、水道ビジョンも策定しですね、今後、ご指摘のような考え方をですね、計画として樹立していきたいという考えでございます。

議長（西岡 正君） よろしいですか。はい、他に。
ないようですから、質疑を終結いたします。
これから、討論を行います。ございますか。

〔討論なし〕

議長（西岡 正君） ないようですから、討論を終結いたします。
これより、議案第 32 号を、採決いたします。この採決は、挙手によって行ないます。
議案第 32 号は、原案のとおり、可決することに賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（西岡 正君） 挙手、全員であります。よって、議案第 32 号、平成 20 年度佐用町簡易水道事業特別会計補正予算案（第 3 号）の提出については、原案のとおり可決されました。

日程第 8 議案第 33 号 平成 20 年度佐用町特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算案(第 3 号)の提出について

議長（西岡 正君） 日程第 8、議案第 33 号、平成 20 年度佐用町特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算案（第 3 号）の提出についてを議題といたします。
これから質疑を行ないます。

〔岡本義君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、岡本義次君。

4 番（岡本義次君） 3 ページ、15 番、滞納の 40 万と 4 ページの 15 番の 75 万の滞納、これらの見込みと件数お願いします。

議長（西岡 正君） はい、下水道課長。

下水道課長（寺本康二君） 3 ページの 40 万、滞納繰越は、事業分担金でございまして、合併前の話でございますけれども、補正前の額は 10 万円で今回 40 万、実績によって 50 万を、それぞれの実績 53 万を計上するために 40 万の補正をしております。現在のところ 21 名の滞納の分納誓約の中で処置をしております。

それから、使用料、4 ページでございまして、当初予算 75 万で、今回 75 万、150 万、これは実績見込みで挙げております。19 年度繰越が 402 万 1,550 円、107 名でございましたところ、努力いたしまして 158 万 1,000 円程度、今入っております。収納率 39 パーセントで、最終的に 40 名程度になるんじゃないかなと思っております。以上でございます。

議長（西岡 正君） はい、よろしいですか。はい、他に。

〔吉井君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、吉井秀美君。

20 番(吉井秀美君) 6 ページ、10 目の一般管理費の 19 節、加入負担金差額調整交付金。それから、その下の 23 節、国庫金返還金。それから、次のページ 7、ページの 10 目 22 節の移転補償費ですね、移設移転補償費、ここをお願いします。

議長（西岡 正君） はい、答弁願います。

下水道課長（寺本康二君） 6 ページの加入負担金差額交付金 3 万 8,000 円、これは提案説明の方でご説明させていただきましたが、農集の方で、12 月補正の段階で、農集の方で 3 万 8,000 円計上しておりますけれども、これが課目が間違えておりました、特定環境保全公共下水道の 1 件、こっちの方へ回して、生排の方を落とすという提案説明させていただいておりますけれども、それでございます。

それと、その下の 18 万 4,000 円、国庫金返還金 18 万 4,000 円、これでございますけれども、これは、南光の浄化センター、ここに N T T ドコモのアンテナ基地を設置しまして、貸し付けております。この分につきまして、今回計上させていただいたのは、3 月、18 万 4,000 円は、これを用地費、この 2 分の 1 を返してしまっている方が有利だという中で計上させて、ようは、国土交通省の建設、地方建設局ですか、そちらの方で相談させていただいて計上させていただいております。この補正予算の段階は、こういう形で全額、用地費も含めて（聴取不能）という形が一番望ましいということで、地方建設局とは協議して書類を挙げました。最終的に、極ほんまの最近になりまして、提案後になるんですけれども、国土交通省の方が、これはおかしいというか、毎年わずかずつ使用料の 2 分の 1 を返還しなさい。そちらの方が妥当だということで、ちょっと方針が変わりました。それで、ちょっと、提案の段階と、今ちょっと現在変わっておりますけれども、これは、ちょっと方針を、最終的な専決補正の段階で、ちょっと変えたいなと思っておりますけれども、現在のところは、これ、全て、用地代を含めて返したいなという予算で計上しております。また、このお含みだけよろしくをお願いします。

それと、7 ページでございますけれども、7 ページの建設改良費の水道移設補償費、これは、佐用の雨水対策事業の中で、水道移設を当初予算の段階ではこんだけいるだろうという形の中で計上しておりましたところ、設計額の減と入札減によりまして 420 万 3,000 円減額したということでございます。

物件移転補償費というのは、50 万計上しておりますけれども、それは、住宅とか、その近接した工事でありますので、塀に損傷を与えとか、どうしても、工事上じゃなくって、工法上、これ補償しなきゃいけないというケースが出た場合の予算計上しておりましたところ、50 万全額、何とか必要なかったという形で減額補正でございます。以上でございます。

議長（西岡 正君） はい、よろしいですか。

〔吉井君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、吉井秀美君。

20 番（吉井秀美君） それでは、先ほど答えていただきました雨水排水事業の中では、工事中にトラブルと言うか、そういったものは問題がなかったということで理解をさせていただきます。

議長（西岡 正君） はい、他に。

〔平岡君 挙手〕

議長（西岡 正君） 平岡きぬ糸君。

18 番（平岡きぬ糸君） 先ほどの質問に関連するんですけれど、一般管理費の 6 ページ 19 負担金補助及び交付金の 3 万 8,000 円について伺います。農集で計上してた分をこちらにということで、その会計上のことにつきましては、理解できたんですけれど、結果的に 12 月補正で出していた分について、出すことについて、具体的な相手方につきましては、明らかにされませんでした。現時点では、それは公表していただけますでしょうか。

議長（西岡 正君） はい、下水道課長。

下水道課長（寺本康二君） 結局、個人情報との関係がありまして、一番悩むところございまして、個人情報の件からしたら、名前は出さない方がいいんじゃないかという形で、私は、ちょっと考えとんですけれども、そのへんが、ちょっと一番悩むところと思います。

議長（西岡 正君） はい、よろしいですか。

〔平岡君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、平岡きぬ糸君。

18 番（平岡きぬ糸君） 個人情報と言うのは、調整交付金を受け取る前の段階では支障があるということでお聞きしたんですけれど、未だじゃあ、交付金は交付されてない状況なんですか。そのやり取りとか、未だ行われてない状況なんですか。

議長（西岡 正君） はい。

下水道課長（寺本康二君） 交付金の交付申請とか、そういう形をいただきまして交付決定もし、交付金をほぼ出せる状態という形にしております。ところが、やはり、全て金額、条例の中で出した分でありますけれども、個々に補助金を出した明細を全て出すという形は、ちょっとやっぱり個人情報保護条例で、ちょっとなじまないのかなというのが気になるので、未だ決定してません。

議長（西岡 正君） はい、他に。
ないようですけど、平岡さんよろしいか。平岡議員よろしいですか。

18 番（平岡きぬ糸君） 金額までというか、出せる範囲でいいと思いますけれど。

議長（西岡 正君） はい。

下水道課長（寺本康二君） 出せる範囲は、前回、地区と件数関係は全てお話をさせていただきましたけれども、ちょっと、それ以上は、即答しかねるかなと思っております。

議長（西岡 正君） はい、よろしいですか。はい、他に。
ないようですから、質疑を終結いたします。
これから、討論を行ないますが、ございますか。

〔討論なし〕

議長（西岡 正君） ないようですので、討論を終結いたします。
これより、議案第 33 号を採決いたします。この採決は、挙手によって行ないます。
議案第 33 号は、原案のとおり可決することに賛成の方は、挙手を願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（西岡 正君） 挙手、全員であります。よって、議案第 33 号、平成 20 年度佐用町
特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算案（第 3 号）の提出については、原案のと
おり可決されました。

日程第 9 . 議案第 34 号 平成 20 年度佐用町生活排水処理事業特別会計補正予算案（第 3 号）の
提出について

議長（西岡 正君） 日程第 9、議案第 34 号、平成 20 年度佐用町生活排水処理事業特別
会計補正予算案（第 3 号）の提出についてを議題といたします。
これから質疑を行ないます。ございますか。

〔質疑なし〕

議長（西岡 正君） ないようですから質疑を終結いたします。
討論を行ないますが、ございますか。

〔討論なし〕

議長（西岡 正君） ないようですから、討論を終結いたします。
これより、議案第 34 号を、採決いたします。この採決は、挙手によって行ないます。
議案第 34 号は、原案のとおり、可決することに賛成の方は、挙手を願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（西岡 正君） 挙手、全員であります。よって、議案第 34 号、平成 20 年度佐用町
生活排水処理事業特別会計補正予算案（第 3 号）の提出については、原案のとおり可決さ
れました。

日程第 10 . 議案第 35 号 平成 20 年度佐用町西はりま天文台公園特別会計補正予算案 (第 2 号)
の提出について

議長 (西岡 正君) 日程第 10、議案第 35 号、平成 20 年度佐用町西はりま天文台公園特別会計補正予算案 (第 2 号) の提出についてを議題といたします。
これから質疑を行ないますが、ございますか。

[笹田君 挙手]

議長 (西岡 正君) はい、笹田鈴香君。

5 番 (笹田鈴香君) では、お尋ねします。まず、5 ページなんですけど、25 目グループロ
ッジ運営費の中の 11 節ですね、の中の説明、修繕料なんですけど、これ 7 万 8,000 円計上
されておりますが、今までに、当初でしたか、74 万 8,000 円、12 月補正で 62 万・・・間
違ったかな、今までにも、補正してあるんですけども、これの 7 万 8,000 円の説明をお願い
します。

議長 (西岡 正君) はい、天文台公園長。

天文台公園長 (黒田武彦君) お答えいたします。グループ用ロッジのリネン室というのがあ
るんですけども、そこを改修して、いわゆる保健室を、今、保健室が外にありますので、
屋根が付いてない、騒がしい音が聞こえてくるというんで、リネン室を改修して、そこを
保健室にしようと思って改修しておりますけれども、そのための、少し不足分を補正さ
していただきました。

議長 (西岡 正君) はい、よろしいですか。

[笹田君 挙手]

議長 (西岡 正君) はい、笹田鈴香君。

5 番 (笹田鈴香君) その改修の内容と、それから、次の 18 節の備品購入費、これの説
明もお願いします。

議長 (西岡 正君) はい、お願いします。

天文台公園長 (黒田武彦君) 備品購入費はですね、草刈機 2 台分 6 万 9,000 円とコインロッ
カー 16 万 8,000 円、この 2 つの 23 万 7,000 円でございます。

修繕の中身でございますか。リネン室というのは、そもそもシーツとか、そういう物を
保存している場所なんですけれども、そこは非常に暗い場所ですので、そのリネン室を、
これまでの保健室に該当している所に移しまして、そのリネン室を少し、窓等も整備しな
がら保健室にしていくと、そういう工事。壁紙なども少し保健室らしく変えまして、改造
するという、そういう改修工事になっております。

議長（西岡 正君） はい、よろしいですか。

〔笹田君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、笹田鈴香君。

5番（笹田鈴香君） それと、ちょっと補正、12月だったと思うんですが、その時聞いてないので、今更と言われるかもしれないんですが、この改修とか、そういったことに当たって、町内の業者なんですけども、畳なんかも替えられることがあると思うんですが、それが、ちょっとどこに充当するかは、分からないんですが、そういった時に、結局、町内業者が入っても、外の業者と、いわゆる町外の業者に、入札をすると金額的に負けてしまうというか、落札できないということを聞いているんですが、入札方法とか、また、例えばですけども、先日、畳替えがあったことについて、詳しく状況をお願いしたいと思いますが。

議長（西岡 正君） はい、お答えください。

天文台公園長（黒田武彦君） ご存知かと思いますが、宿泊施設は、宿泊を受け入れながらやっているものですから、修繕、修繕に相当するんですけれども、やっているものですから、実は、畳の総数はですね、168枚ございます。その168枚の畳を3回ぐらいに分けて、都合、1週間ないし2週間ぐらいで入れ替えてまいりますので、機動性が求められます。ある一定の機動性が求められます。ただし、今回、5社から見積りが出ておりまして、町内業者も実は2社ございました。ところが、見積りをお取りいたしますと、町内業者、確かに、応じていただいたんですけれども、1枚当たりの単価が6,500円、畳1枚当たりの単価が6,500円、それに対しまして、これは、夢前町、姫路の夢前町の業者ですけども、例えば、5,000円、畳1枚当たり5,000円で、1枚当たり1,500円の差がついてるわけですね、これ、町内業者を最優先にするということでやればですね、少々高くても、そういうふうになっていくんですけれども、トータルで30万円以上の差が付きます。そういったところを考慮して、とりあえず今回は、夢前町の業者をお願いをすることになりましたけれども、もし町内業者を最優先にしてやるということで町全体で、そういう方向性が出ればですね、そういう方向で取り組んでいきたいと思っておりますけども、その点は、宜しくお願ひしたいと思います。

議長（西岡 正君） はい、他に。ないようですから、

〔笹田君「すみません、なかったら、お願いします」と呼ぶ〕

議長（西岡 正君） ありますか。はい、笹田鈴香君。

5番（笹田鈴香君） 今の続きになるんですけれども、やはり、この入札をするに当たって、その業者が中の様子を、今回、表替だったんですね、それを見に行くと、結局、中に綺麗に詰まっているけども、周りに隙間があくような、そういった畳を作ってあったということで、いくら安くても、表替と今回違いますけども、やはりきちっとした製品を作らないと駄目だと思うんですが、その辺でも、やはりよく検討していただいて。

それと、やはり、県とは言うものの、やはり佐用町の指定管理になっておりますのでね、町の方も力を入れて町内業者優先というようなことを、町内業者のみに限るといような方法は考えることはできないでしょうか。

議長（西岡 正君） はい、どうでしょうか。後から、町長にいただきましょうか。はい、後の入札の件で、ほな町長。

町長（庵邊典章君） 町内業者の方も努力をいただかなきゃいけないわけです。その天文台の今の状況も園長説明しておりますけども、やはり、短期間に一斉に取り換えていかなきゃいけないとかね、製造能力の問題、施工能力の問題もあります。できるだけ参加をしていただけるようにね、それは、十分に配慮しておりますけども、その中で、少しでも町内の業者の中でできることについては、当然、そういう発注方法、配慮をさせていただきますけども、まあ、その事業所によってはね、町内業者の方にも、そういう中で一緒に努力をしていただきたいということをお願いしたいと思います。

議長（西岡 正君） はい、よろしいですか。はい、他に。ないようですから、質疑を終結いたします。これから、討論を行ないますが、ございますか。

〔討論なし〕

議長（西岡 正君） ないようですから、討論を終結いたします。これより、議案第 35 号を、採決いたします。この採決は、挙手によって行ないます。議案第 35 号は、原案のとおり、可決することに賛成の方は、挙手を求めます。

〔賛成者 挙手〕

議長（西岡 正君） 挙手、全員であります。よって、議案第 35 号、平成 20 年度佐用町西はりま天文台公園特別会計補正予算案（第 2 号）の提出については、原案のとおり可決されました。

日程第 11 . 議案第 36 号 平成 20 年度佐用町笹ヶ丘荘特別会計補正予算案（第 2 号）の提出について

議長（西岡 正君） 日程第 11、議案第 36 号、平成 20 年度佐用町笹ヶ丘荘特別会計補正予算案（第 2 号）の提出についてを議題といたします。これから質疑を行ないますが、ございますか。

〔質疑なし〕

議長（西岡 正君） ないようですから、これをもって質疑を終結いたします。討論を行ないますが、ございますか。

〔討論なし〕

議長（西岡 正君） ないようですので、討論を終結いたします。
これより、議案第 36 号を、採決いたします。この採決は、挙手によって行ないます。
議案第 36 号は、原案のとおり、可決することに賛成の方は、挙手を願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（西岡 正君） 挙手、全員であります。よって、議案第 36 号、平成 20 年度佐用町
笹ヶ丘荘特別会計補正予算案(第 2 号)の提出については、原案のとおり可決されました。

日程第 12 . 議案第 37 号 平成 20 年度佐用町歯科保健特別会計補正予算案（第 2 号）の提出に
ついて

議長（西岡 正君） 日程第 12、議案第 37 号、平成 20 年度佐用町歯科保健特別会計補
正予算案（第 2 号）の提出についてを議題といたします。
これから質疑を行ないますが、ございますか。

〔平岡君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、平岡きぬ糸君。

18 番(平岡きぬ糸君) 3 ページの雑入の中の介護予防事業受託料でマイナスの 20 万 4,000
円について伺いたいんですけど、当初予算からすると、ほとんど、8 万 4,000 円ですか、
ぐらいが執行されたというような状況なので、そのへんの状況を説明してください。

議長（西岡 正君） はい、健康課長。

健康課長（井村 均君） これにつきましては、ご存知のように、昨年 1 人歯科衛生士が退職
しましたですね、それで、4 月から 9 月頃まで 1 人という状態でした。そのへん
が大きく影響しております。

それと、口腔機能の関係ですけれども、人数が非常に少ないというようなことで、その
分が減額となっております。

議長（西岡 正君） はい、よろしいですか。

〔平岡君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、平岡きぬ糸君。

18 番（平岡きぬ糸君） それと、それから、歯科センターは予防を特に重視して、高齢者と
か、それから小さな子どもさんも含めて、そういう形でスタートしてますし、現在も、そ
の内容で進められているところなんですけれども、それがより充実されるという意味で尋ね
たいんですけど、従来、予防で、健診を、歯の掃除などを、もっと間隔が、2 カ月に 1
回とか、そういう形で受診されておられた方が、具体的に半年に 1 回とか、期間をこう延

ばされている実態があるんですけど、そういう点などは、実情として、当局つかまれておられますか。お聞きします。

議長（西岡 正君） はい、お答えください。

健康課長（井村 均君） これにつきましても、歯科保健センターには、管理者がおります。管理者の方の指導に基づいて、全て実施しておる状況でございますけれども、予防につきましては、だいたい、横ばい、児童・子どもさん、生徒のあれにつきましても、横ばいで。それで、一般、それから、その、成人等につきましても、今まで、報酬、診療報酬をとっておったわけですけども、それが、月・火・水と、そういった予防で、診療報酬に絡む予防をやっておったわけですけども、それにつきましても、管理者の指示によりまして、木・金に変更しております。そういった関係で、診療報酬の分につきましても、そのへんが、落ちておるような状況でございます。

議長（西岡 正君） はい、平岡議員、よろしいですか。

〔平岡君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、平岡きぬ糸君。

18番（平岡きぬ糸君） 月・火・水っていうのは、そのいわゆる歯科衛生士が対応するもので、木・金は、医師が対応していくという形が従来とられてきたんですけど、その月・火・水の予防がやられてないということなんですか。いや、そうではないんですね。

健康課長（井村 均君） そうではございません。一番最初申し上げましたように、子どもさん、診療報酬にかからん分は、ずっとやっております。分かりました？

それでは、もう一度申し上げます。月・火・水は、今まで、一般成人等につきましても、診療報酬にかかる部分は、やっております、それで、医師が、はっきり言いまして、先生おられませんでした。それで、本年度から管理者の指示によりまして、万が一の事故等があった場合に、医師が不在の場合には、問題があるということで、木・金に成人等につきましても、変更しております。そういうことでございます。

議長（西岡 正君） はい、他にございますか。

〔松尾君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、松尾文雄君。

7番（松尾文雄君） 同じ3ページのところなんですけども、一般会計から800万の繰入があるわけなんですけども、何か年々増えているような状況があるのかなというふうに思うんですけども、この繰入に、こういった部分で増えているのかな。

議長（西岡 正君） はい、健康課長。

健康課長（井村 均君） 減額の理由ですか、繰入の理由でよろしいか。

7番（松尾文雄君） 増額の理由。

健康課長（井村 均君） はい、これにつきましては、昨年は、確か、175万ぐらい繰り入れたと思います。本年度につきましては、今先ほど、平岡議員がご質問いただいた件の月・火・水の診療報酬が、木・金に変わりました、どうしても、木・金となりましたら、医者の診療が入ってきますので、中々、今までのとおり、診療報酬が入りません。そういった関係が、一番大きく、約、年間500万程度、歳入減になるだろうと。

それから、4月から8月まで歯科衛生士が1名ということで、募集を掛けたんですけれども、応募がなくて、8月の終わり頃に何とか入っていただいたということで、その間の分が、影響しております。

それから、平成19年度につきましては、約、1日平均21.71人。それから19年度実績17.79人ということで、約、1日平均4人の診療の関係で減少しておるのが現状でございます。それが、大きな要因であると思っております。

議長（西岡 正君） はい、松尾文雄君。

7番（松尾文雄君） 今後、いうことは、この部分が、ドンドン増えてくる要素があるということですね。

議長（西岡 正君） はい、健康課長。

健康課長（井村 均君） この増えてくると申しますか、今さっき申しました、月・火・水の診療報酬分、この500万円は、これから、ずっと、入らんだろうと。診療形態が変わらん限り、それで、今回も、新年度予算で、500万円、一般会計繰入をいたしております。

議長（西岡 正君） はい、よろしいですか。他に。
ないようですから、質疑を終結いたします。
これから、討論を行ないますが、ございますか。

〔討論なし〕

議長（西岡 正君） ないようですから、討論を終結いたします。
これより、議案第37号を、採決いたします。この採決は、挙手によって行ないます。
議案第37号は、原案のとおり可決することに賛成の方は、挙手を願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（西岡 正君） 挙手、全員であります。よって、議案第37号、平成20年度佐用町歯科保健特別会計補正予算案(第2号)の提出については、原案のとおり可決されました。

日程第13．議案第38号 平成20年度佐用町農業共済事業特別会計補正予算案(第2号)の提出について

議長（西岡 正君） 日程第 13、議案第 38 号、平成 20 年度佐用町農業共済事業特別会計補正予算案（第 2 号）の提出についてを議題といたします。

これから質疑を行ないます。質疑はございますか。

〔岡本義君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、岡本義次君。

4 番（岡本義次君） 事業費用の中でですね、3 ページ、金額挙がってございますけれど、牛が死んだとか、鶏死んだといった時には、当然、どういう原因で死んだという、どう言うんですか、調査があると思うんですけれど、死ななかった場合であってもですね、定期的な、そういう例えば、今、鳥ウイルスということで、あちこち、ちょっと処分したりしてますね。そういうふうなことを思った時にね、そういうやつが発生する前でも、何らかの定期的な、そういう検査というのは、やっておられるのかどうか、そこらへんは。

議長（西岡 正君） はい、お答えください。共済課長。

農業共済課長（田村章憲君） 病気の場合は、連合会の獣医師さんが巡回して診ておられますので、もし、これは廃用にせなあかんということになれば、それで、廃用になるということになっております。

議長（西岡 正君） はい、よろしいですか。はい、他に。

ないようですから、質疑を終結いたします。

これより討論を行ないますが、ございますか。

〔討論なし〕

議長（西岡 正君） ないようですから、討論を終結いたします。

これより、議案第 38 号を採決いたします。この採決は、挙手によって行ないます。

議案第 38 号は、原案のとおり可決することに賛成の方は、挙手を願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（西岡 正君） 挙手、全員であります。よって、議案第 38 号、平成 20 年度佐用町農業共済事業特別会計補正予算案（第 2 号）の提出については、原案のとおり可決されました。

日程第 14 . 議案第 39 号 平成 20 年度佐用町水道事業会計補正予算案（第 2 号）の提出について

議長（西岡 正君） 日程第 14、議案第 39 号、平成 20 年度佐用町水道事業会計補正予算案（第 2 号）の提出についてを議題といたします。

これから質疑を行ないますが、ございますか。

〔質疑なし〕

議長（西岡 正君） ないようですから、質疑を終結いたします。
これから、討論を行います。ございますか。

〔討論なし〕

議長（西岡 正君） ないようですので、討論を終結いたします。
これより、議案第 39 号を、採決いたします。この採決は、挙手によって行ないます。
議案第 39 号は、原案のとおり可決することに賛成の方は、挙手を願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（西岡 正君） 挙手、全員であります。よって、議案第 39 号、平成 20 年度佐用町
水道事業会計補正予算案（第 2 号）の提出については、原案のとおり可決されました。

〔税務課長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい。

税務課長（上谷正俊君） 失礼します。一般会計予算の審議の中で、鍋島議員からのお尋ねの
ございましたゴルフ利用税交付金についてでございますが、私の説明の中で、町県民税と
同様の取り扱いを行われるのではないかとということで、延滞金も含むのではないかと
いう、私、ご説明をさせていただいておったんですけども、県に確認をいたしましたところ、
ゴルフ場利用税交付金につきましては、本税のみの取り扱いであるということで、延滞金
については含まないということの返事をいただいておりますので、そのように訂正をさせ
ていただきます。よろしく願いいたします。

議長（西岡 正君） 鍋島議員、よろしいですね。

議長（西岡 正君） 以上をもちまして本日の日程は終了いたしました。
お諮りします。明 3 月 14 日から 3 月 15 日まで本会議を休会したいと思います。これ
にご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（西岡 正君） ご異議なしと認めます。よってそのように決めます。
次の本会議は、来る 3 月 16 日午前 9 時 30 分より再開し、一般質問を予定いたしてあり
ますので、よろしく願いをいたします。
それでは、本日はこれにて散会いたします。どうもご苦労様でした。

午後 0 0 時 2 3 分 散会

